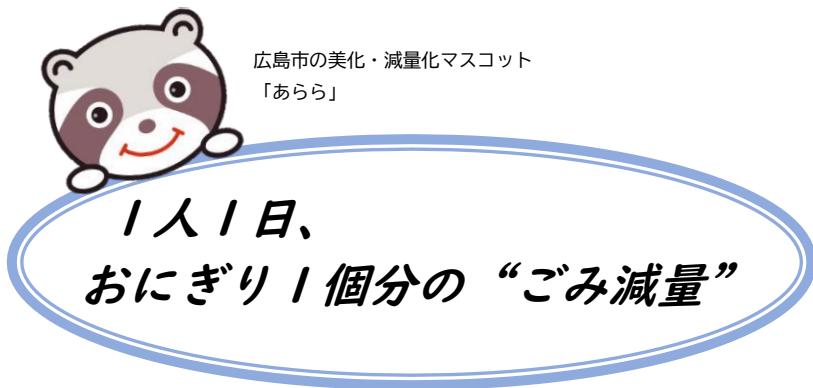


広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

— ゼロエミッショントリニティ広島への挑戦 —



令和7年（2025年）3月

広 島 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2

第2章 ごみ処理の現状

1 ごみの減量とリサイクルについて	4
(1) ごみ排出量の推移	4
(2) ごみ処理量等の推移	9
(3) ごみ排出・処理実績	10
(4) 可燃ごみの組成分析調査	11
2 まちの美化について	13
(1) 都市美化ごみ収集量の推移	13
(2) ぽい捨てや不法投棄の状況	14
3 ごみの分別区分・収集運搬体制について	15
(1) ごみの分別区分と収集方法等	15
(2) ごみ処理の流れ	17
4 ごみ処理体制について	18
(1) ごみ処理施設等	18
5 ごみ処理コストについて	21
(1) ごみ処理費の推移	21

第3章 一般廃棄物を取り巻く状況の変化

1 「持続可能な開発目標（S D G s）」の達成に向けた対応	22
2 温室効果ガス削減に向けた対応	22
3 自然災害への対応	23
4 食品ロス削減に向けた対応	23
5 少子高齢化などの社会構造、個人の価値観などの変化等への対応	24

第4章 ごみ処理の現状等を踏まえた課題

1 ごみの減量とリサイクルについて	25
2 まちの美化について	25
3 分別区分・収集運搬体制について	25
4 ごみ処理体制について	26
5 ごみ処理コストについて	26

第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念：『ゼロエミッションシティ広島の実現』	27
2 基本方針	27
(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進	27
(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進	28
(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築	28
(4) 安定的なごみ処理体制の確保	28
(5) ごみ処理コストの削減	28

第6章 計画期間と目標

1 計画期間と目標年度	29
2 前計画の目標達成状況	30
(1) 排出量	30
(2) 焼却量	33
(3) 埋立量	34
3 新たな目標設定	35
(1) 目標の見直し	35
(2) 目標設定	36

第7章 目標達成に向けた取組

1 市民・事業者・本市の役割	41
(1) 市民の役割	41
(2) 事業者の役割	41
(3) 本市の役割	41
2 施策体系	42
3 施策展開	44
(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進	44
(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進	52
(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築	54
(4) 安定的なごみ処理体制の確保	57
(5) ごみ処理コストの削減	60

第8章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項	61
(1) 計画策定の趣旨	61
(2) 計画の位置付け	61
(3) 計画期間	61
2 食品ロスの現状と課題	62
(1) 食品ロスの排出状況	62
(2) 食品ロスの発生要因	64
(3) 食品ロスに関するアンケート調査結果	65
(4) 課題	69
3 計画の目指す方向と削減目標	70
(1) 基本的な考え方	70
(2) 目標設定の考え方	70
(3) 削減目標	71
4 目標達成に向けた取組	72
(1) 各主体の役割等	72
(2) 対応方針	75
(3) 施策展開	76

第9章 計画の進行管理

1 計画の進行管理における基本的な考え方	81
2 毎年度の進行管理	81

参考資料

資料1 広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	82
資料2 広島市食品ロス削減推進部会	83
資料3 年表	84



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とし、平成27年（2015年）3月に「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

当計画では、10年間の計画期間を前期（平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度））と後期（令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度））の2期に分け、ごみの減量等に係る目標や施策を掲げ、本市は、当計画に基づき、市民・事業者等の協力を得ながら、ごみの減量やリサイクルなどにより、循環型社会の形成に取り組んできました。

その結果、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、政令指定都市の中で低い水準にあり、ごみの減量やリサイクルの成果が着実に上がっています。

しかし、今後の廃棄物処理においては、ごみの減量やリサイクル、コスト削減の観点からの取組を継続して推進することに加え、これまで以上に省エネルギー化などの地球温暖化対策や、少子高齢化・人口減少などの社会構造の変化に応じた柔軟な対応も必要となってきます。また、近年頻発している大規模自然災害へ対応するため、廃棄物処理における災害対策の重要性が高まっており、膨大な災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を想定したごみ処理体制を構築していくことが喫緊の課題となっています。

世界に目を向けると、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）において、世界全体で取り組むべき環境・経済・社会に関する国際目標が示され、目標の達成に向けたターゲットとして、小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生防止、再使用及び再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどが示されています。

こうした動きに呼応し、我が国においては、SDGsの達成に向けた具体的な取組の中に食品ロスの削減や海洋ごみ対策を掲げるとともに、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針」の変更、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、循環型社会の形成を目指した取組の一層の推進を図ることとされており、本市においても、食品ロス削減の取組を強化するため、令和5年（2023年）4月に「食品ロス削減推進条例」を施行したところです。

このような本市の廃棄物処理を取り巻く社会情勢の変化や処理に係る各種施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・本市の協働による更なるごみの減量やリサイクルの推進によって循環型社会の形成を目指すとともに、災害に強く安定的なごみ処理体制を構築していくため、新たな「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。

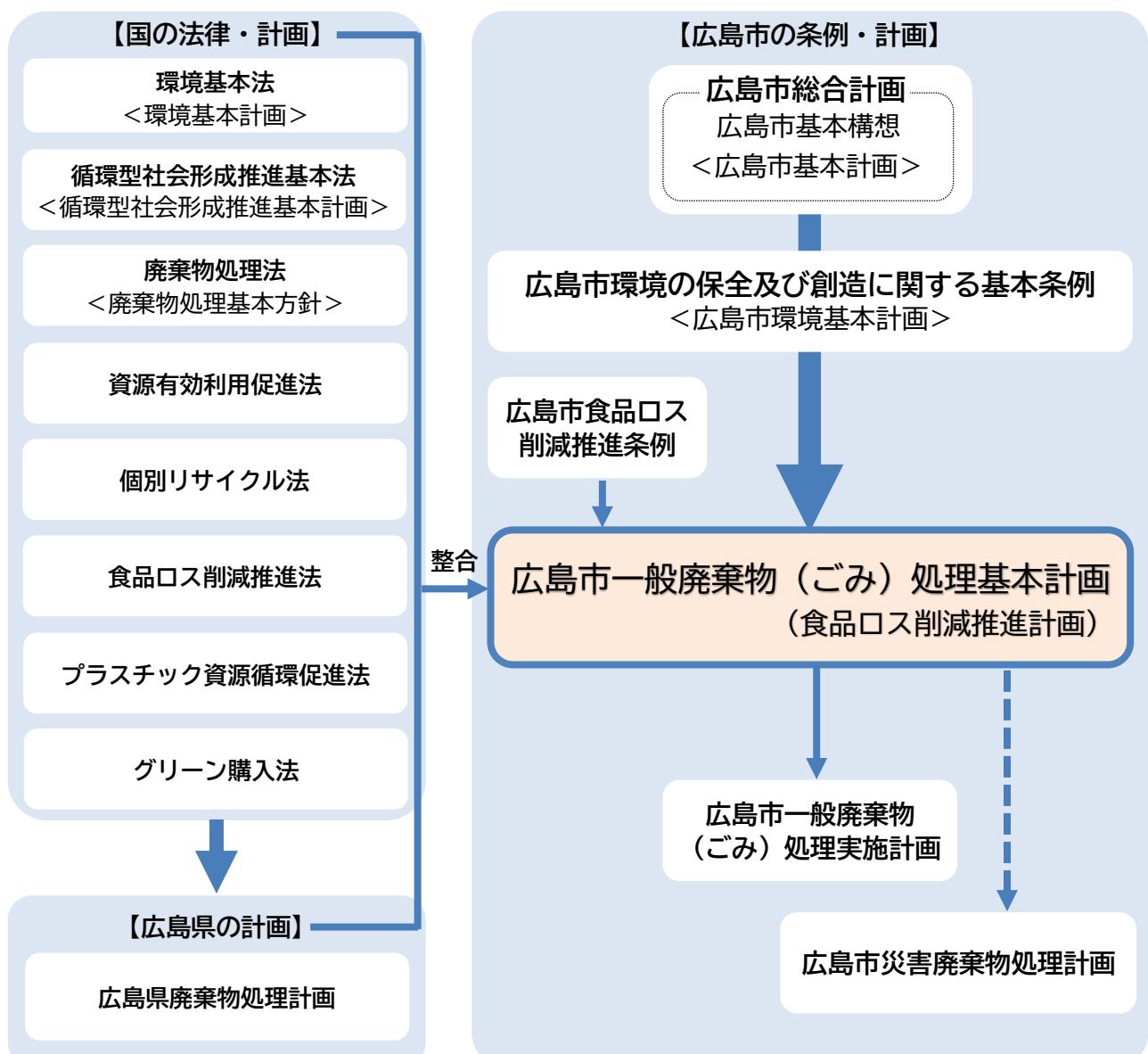


2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画であり、国の法律・計画や県の「広島県廃棄物処理計画」、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点から、本市における一般廃棄物処理の方針を示す計画です。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「広島市食品ロス削減推進条例」に基づき策定する食品ロス削減推進計画は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、本計画と関連が深いことから、本計画の中に位置付け、一体のものとして策定します。

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と関連計画等との関係





持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中のSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境等の広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。



本計画では、貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべき17の目標のうち、本計画と親和性の高い11の目標を各施策に関連付け、着実に推進していきます。

«関連するSDGs»

	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12 つくる責任、つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4 質の高い教育をみんなに 全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		



第2章 ごみ処理の現状

1 ごみの減量とリサイクルについて

(1) ごみ排出量の推移

ア ごみ総排出量の推移

本市では、昭和50年（1975年）に「ごみ非常事態宣言」を発し、翌年の昭和51年（1976年）から全国に先駆けて家庭ごみの5種類分別収集を実施するなど、市民の協力の下にごみの減量を推進した結果、昭和50年代の本市のごみ総排出量は年間30万t前後で推移していました。

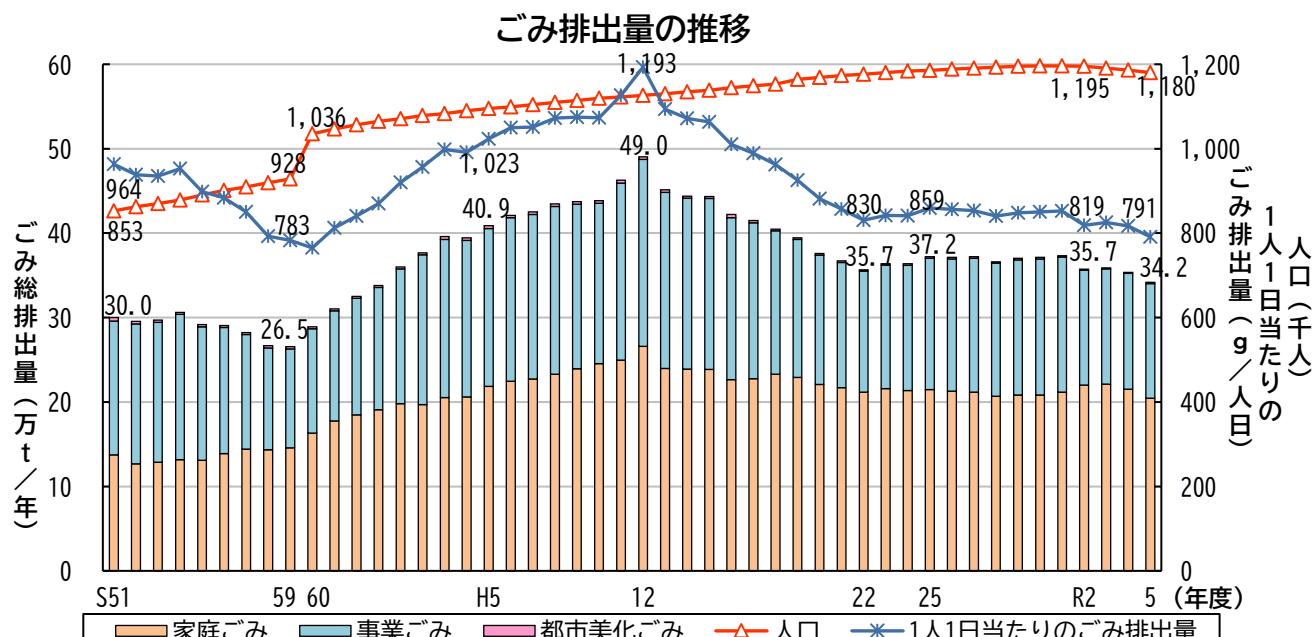
しかし、昭和60年代からは、生産・消費の拡大や消費者意識の変化などにより、ごみ総排出量は急増傾向に転じ、平成5年度（1993年度）には40万tを突破しました。

その後、平成13年度（2001年度）からの大型ごみ収集運搬手数料導入前の駆け込み排出などにより、ピーク時の平成12年度（2000年度）には49.0万tとなりました。

平成16年度（2004年度）からの家庭ごみの8種類分別収集の実施や、平成17年（2005年）10月からの事業ごみ有料指定袋制度の導入などにより、ごみ総排出量は減少傾向にありましたが、平成23年度（2011年度）から微増傾向に転じ、平成25年度（2013年度）から令和元年度（2019年度）までは、ほぼ横ばいで推移していました。

令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、家庭ごみは外出自粛による巣ごもり消費により増加した一方、事業ごみが事業活動の縮小により大きく減少したことに加え、玖谷埋立地で受け入れていた産業廃棄物（廃プラスチック類）の受入れを停止し、民間業者での処理に移行したことなどで全体としてのごみ総排出量は減少し、その後も減少傾向となっています。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、ピーク時の平成12年度（2000年度）に1,193gとなっていましたが、その後減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は791gとなっています。





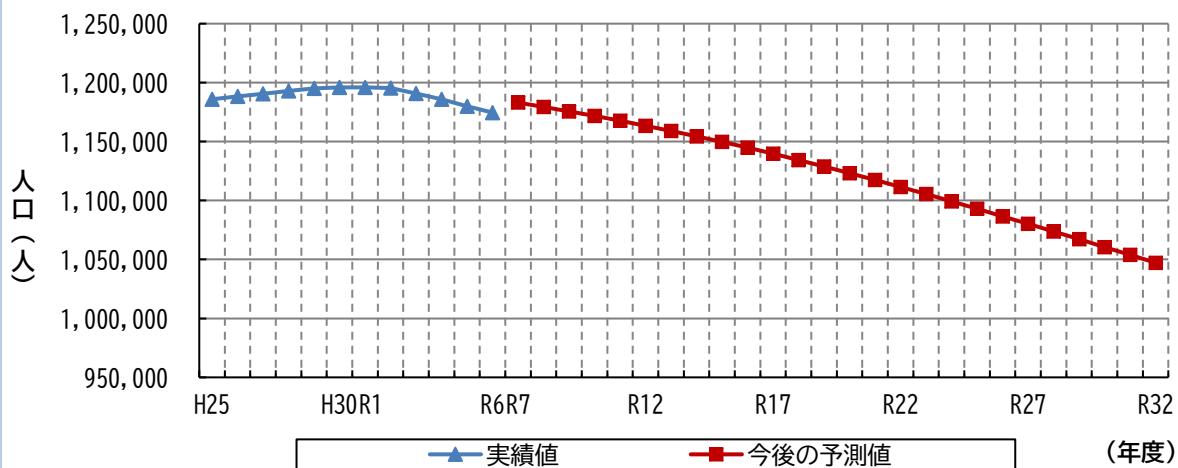
人口及びごみ総排出量の将来推計

<人口の将来推計>

本市の将来推計人口について、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」を基に推計しました。

※実績値については、各年9月末現在の本市における住民基本台帳登録による人口

人口の将来推計

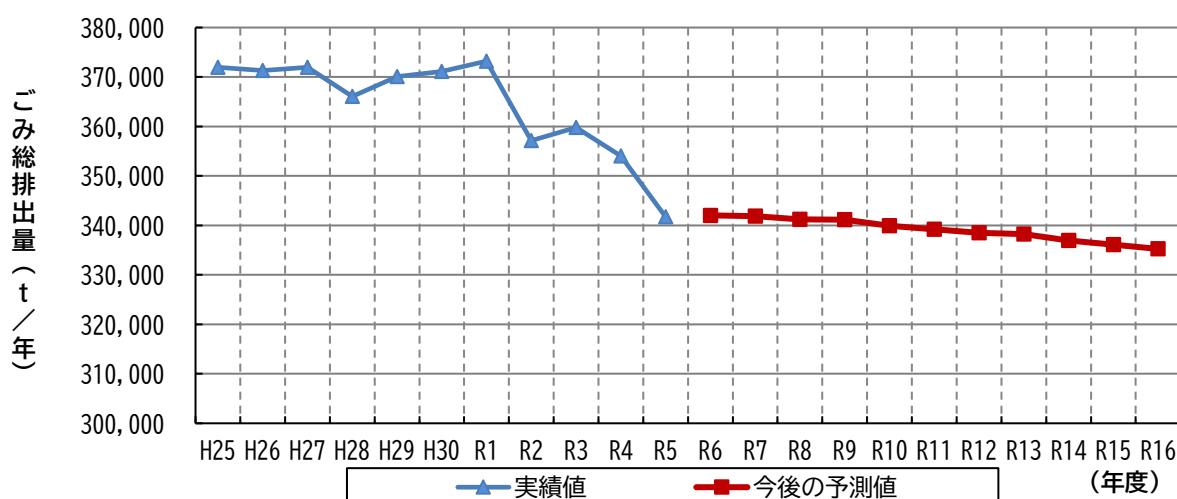


<ごみ総排出量の将来推計>

本計画に掲げる施策を実施しないとした場合の本市におけるごみ総排出量の推移について、次の条件の下で推計しました。

- ア 家庭ごみ排出量は令和5年度（2023年度）の1人1日当たりのごみ排出量に推計人口を乗じて算出
 - イ 事業ごみ排出量は、今後の経済情勢を予測することが困難であるため、令和5年度（2023年度）の排出量が横ばいで推移するとして算出
- その結果、本市のごみ総排出量は緩やかな減少傾向で推移する見込みとなります。

ごみ総排出量の将来推計



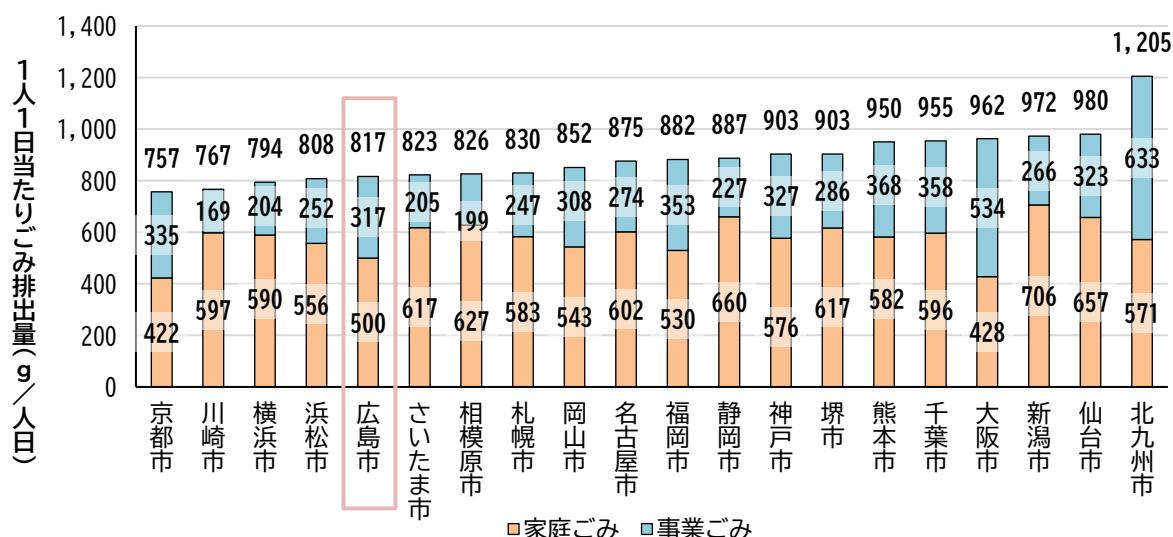


1人1日当たりのごみ排出量の政令指定都市比較

本市のごみ排出量を1人1日当たりの量に換算すると、令和4年度（2022年度）実績では、家庭ごみが500g（都市美化ごみ3gを含む）、事業ごみが317gで、合計817gでした。

国の実態調査の結果によると、本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度（2016年度）まで12年連続で政令指定都市中最少となっていましたが、平成29年度（2017年度）に少ない方から4番目となり、令和4年度（2022年度）においては、ごみ排出量は前年度よりも減少したものの、政令指定都市の中では少ない方から5番目となっています。

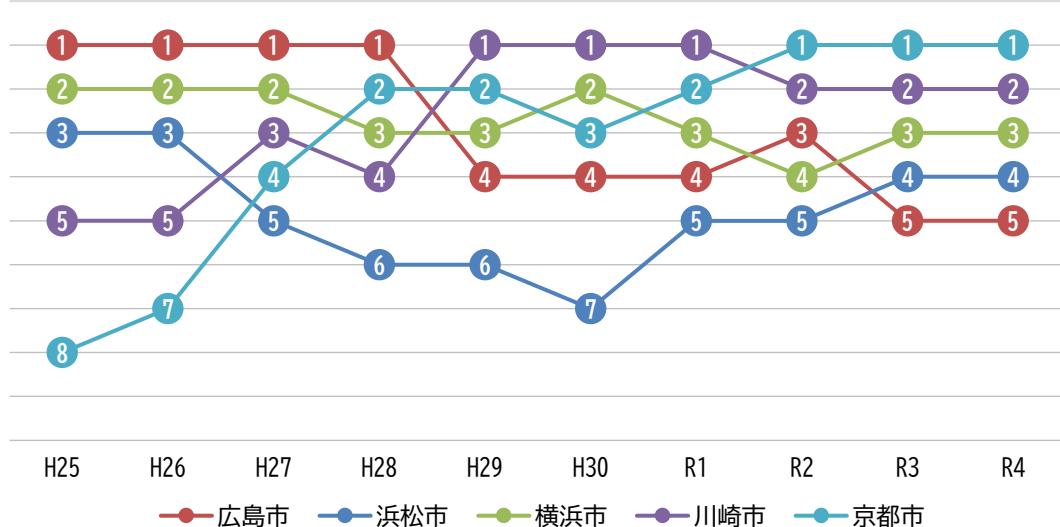
政令指定都市の1人1日当たりのごみ排出量（令和4年度（2022年度））



出典：令和4年度（2022年度） 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

注：広島市の家庭ごみ量は都市美化ごみ量を含んだ値である。

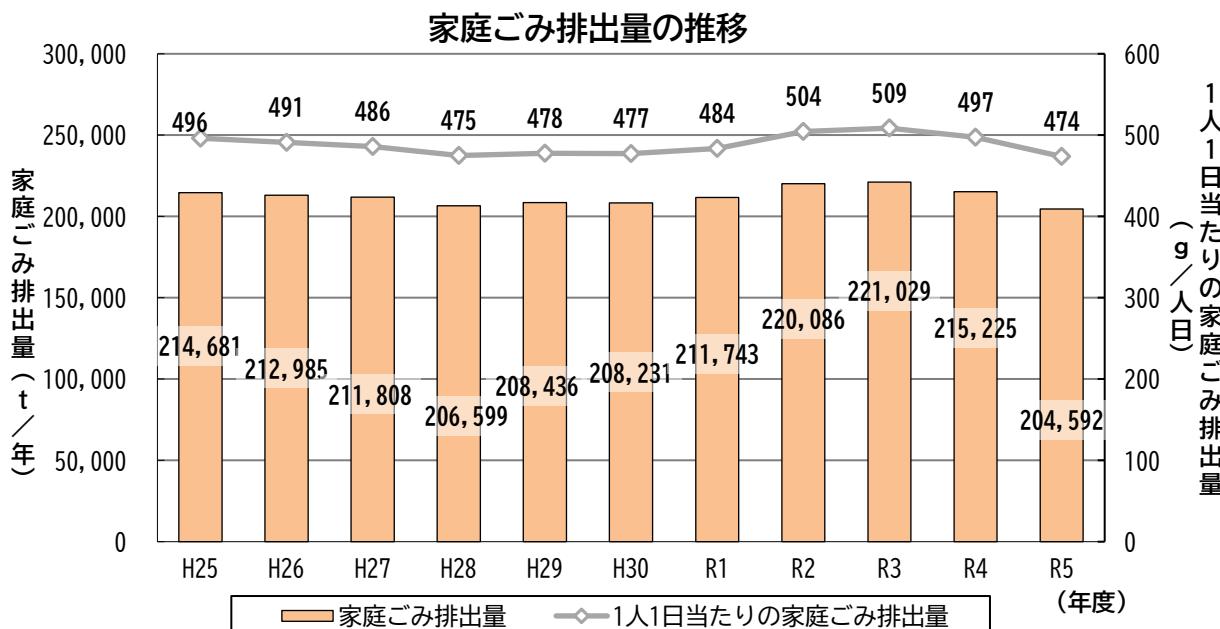
政令指定都市の1人1日当たりのごみ排出量順位推移（直近上位5都市）





イ 家庭ごみ排出量の推移

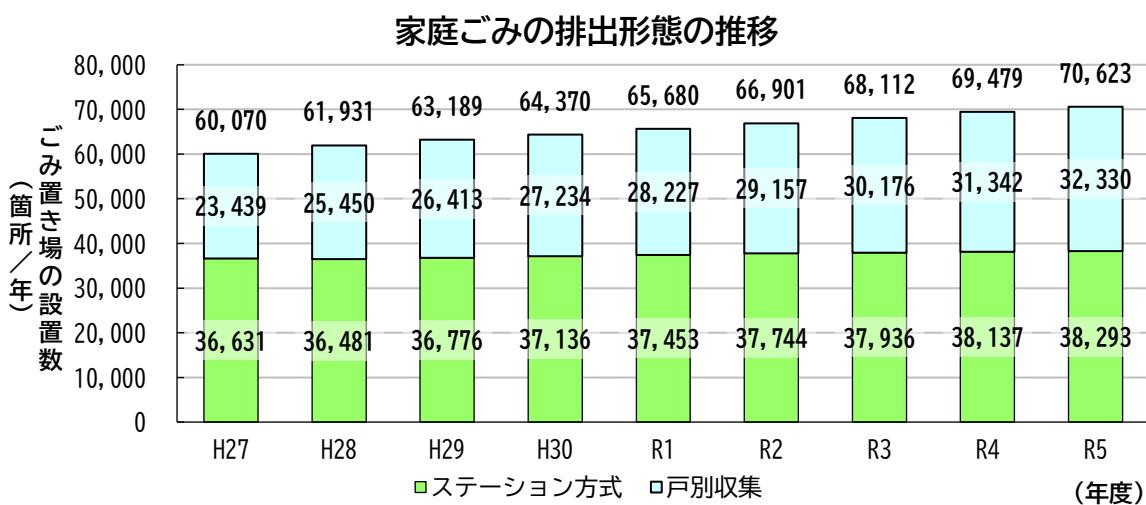
家庭ごみ排出量は、前計画の基準年度である平成25年度（2013年度）以降、減少傾向となっていましたが、平成29年度（2017年度）から増加傾向に転じ、令和3年度（2021年度）にピークを迎える221,029tとなりました。その後、再び減少に転じ、令和5年度（2023年度）は204,592tとなっています。



家庭ごみの排出形態の推移

家庭ごみの収集は、ごみステーションの設置場所やその維持管理に係る住民間での理解が得られないケースがあることや、高齢化の進行などにより、戸別収集箇所数が増加傾向にあることから、収集運搬の非効率化が進んでいます。

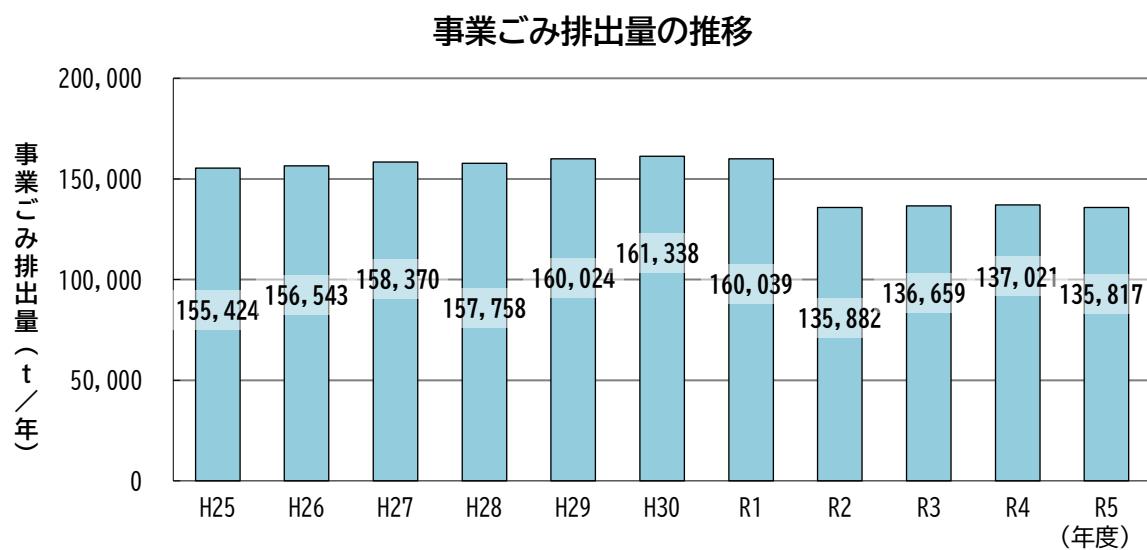
また、今後、認知症高齢者の増加等により、ごみ出しができなくなる高齢者等が増加し、戸別収集では解決できないケースが増えていくものと見込んでいます。





ウ 事業ごみ排出量の推移

事業ごみ排出量は、平成25年度（2013年度）以降増加傾向となっていましたが、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け大きく減少し、その後は横ばいで推移しており、令和5年度（2023年度）は135,817tとなっています。



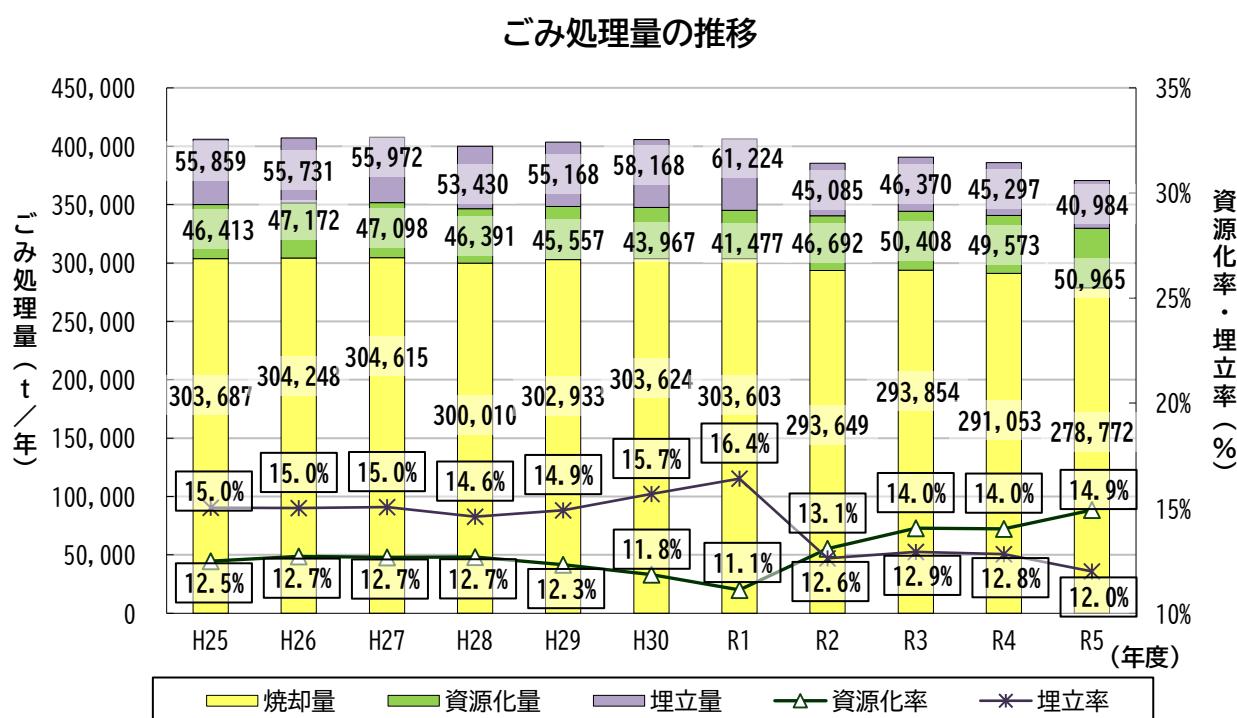


(2) ごみ処理量等の推移

ごみ処理量のうち、焼却量は平成25年度（2013年度）以降、令和元年度（2019年度）までほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度（2020年度）に約1万t減少し、令和5年度（2023年度）は更に約1万t減少しました。

資源化率は、平成26年度（2014年度）から令和元年度（2019年度）まで低下傾向となっていましたが、令和3年度（2021年度）に資源ごみの持ち去り行為を条例で禁止したことなどにより、近年は上昇傾向にあり、令和5年度（2023年度）は14.9%となっています。

埋立量は、令和2年度（2020年度）に事業系プラスチックごみ及び産業廃棄物（廃プラスチック類）の玖谷埋立地での受入れを停止したため減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度（2023年度）は約4.1万tとなっています。





(3) ごみ排出・処理実績

ごみ排出・処理実績（令和5年度（2023年度））

単位:t/年

家庭 ごみ	可燃ごみ	127,445
	ペットボトル	2,665
	リサイクルプラ	16,191
	その他プラ	4,690
	不燃ごみ	5,848
	資源ごみ	37,220
	有害ごみ	276
	大型ごみ	10,257
小 計		204,592

事業 ごみ	可燃ごみ	127,149
	プラスチックごみ	4,562
	不燃ごみ	957
	資源ごみ	102
	大型ごみ	3,047
	小 計	135,817

都市 美化 ごみ	可燃ごみ	1,155
	不燃ごみ	161
	小 計	1,316

総排出量 341,725

資源化	ペットボトル	2,206
	リサイクルプラ	13,392
	資源ごみ・不燃ごみ・有害ごみ*	32,772
	大型ごみ	1,613
	資源ごみ	71
	大型ごみ	330
小 計		50,384

* 有害ごみの無害化量を含む。

焼却	可燃ごみ	127,445
	ペットボトル	459
	リサイクルプラ	2,554
	その他プラ	4,690
	資源ごみ	2,369
	大型ごみ	6,151
小 計		278,772

焼却灰	金属くず	581
	埋立	28,415
	小 計	28,996

埋立	リサイクルプラ	245
	不燃ごみ	5,816
	資源ごみ	2,387
	大型ごみ	2,493
	事業	957
	大型ごみ	510
小 計		12,569

資源化量	50,965
焼却量	278,772
埋立量	40,984

総処理量 370,721

注 排出量及び処理量は、災害廃棄物を含んでいない。



(4) 可燃ごみの組成分析調査

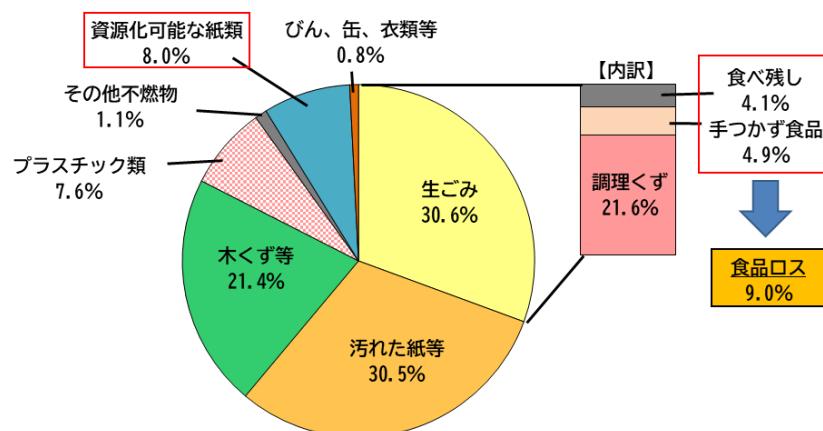
本市では、組成分析調査^{*}により可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類や食品口ス等の実態把握を行うことにより、施策の効果検証、対応策の検討を行っています。

^{*}中工場・安佐南工場において、搬入された可燃ごみを仕分けし、その分類ごとの割合を算出している。「家庭系」は2台の収集車両から100kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施しており、「事業系」は4台の収集車両から50kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施している。

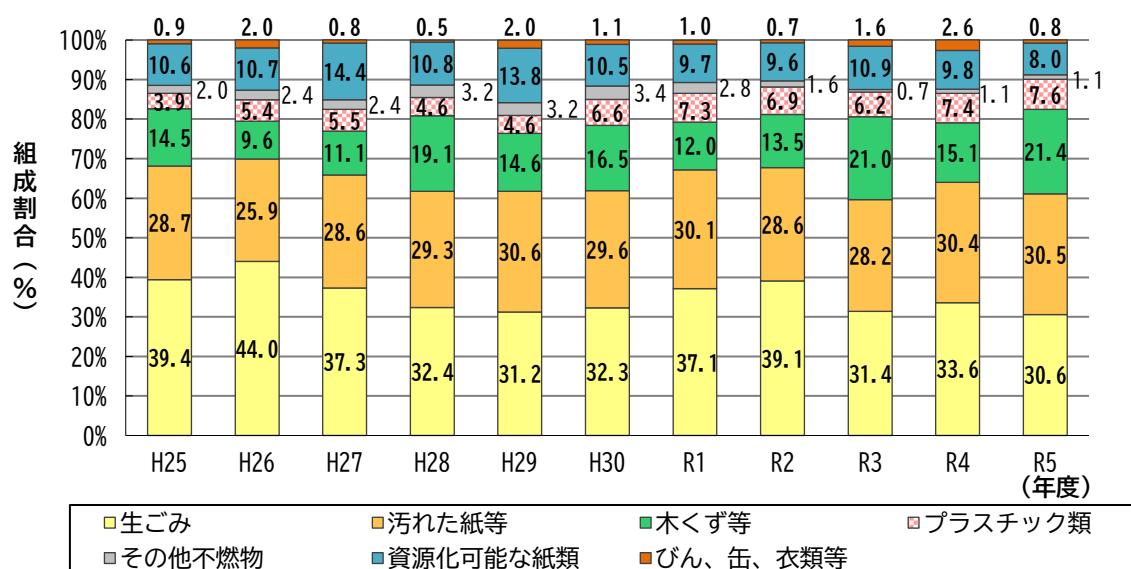
ア 家庭系可燃ごみの組成分析調査結果

令和5年度（2023年度）の家庭系可燃ごみの組成分析調査結果を見ると、可燃ごみの中に資源化可能な紙類が8.0%、生ごみに含まれる食べ残しや手つかず食品といった食品口スは9.0%となっており、平成25年度（2013年度）以降、概ねこうした傾向が続いている。

家庭系可燃ごみの組成（令和5年度（2023年度））



家庭系可燃ごみの組成の推移

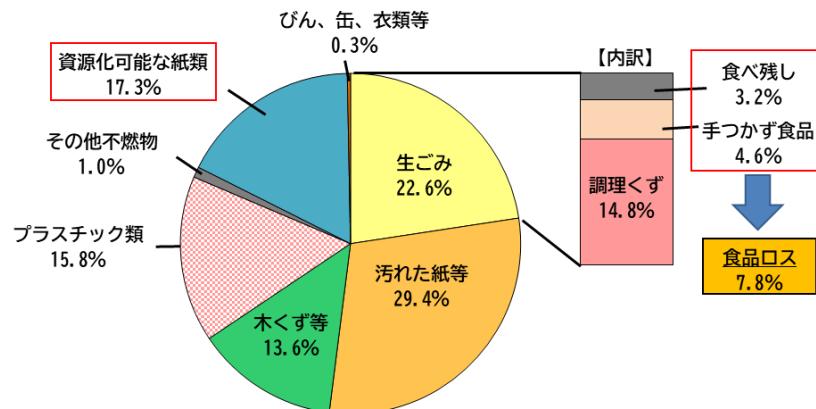




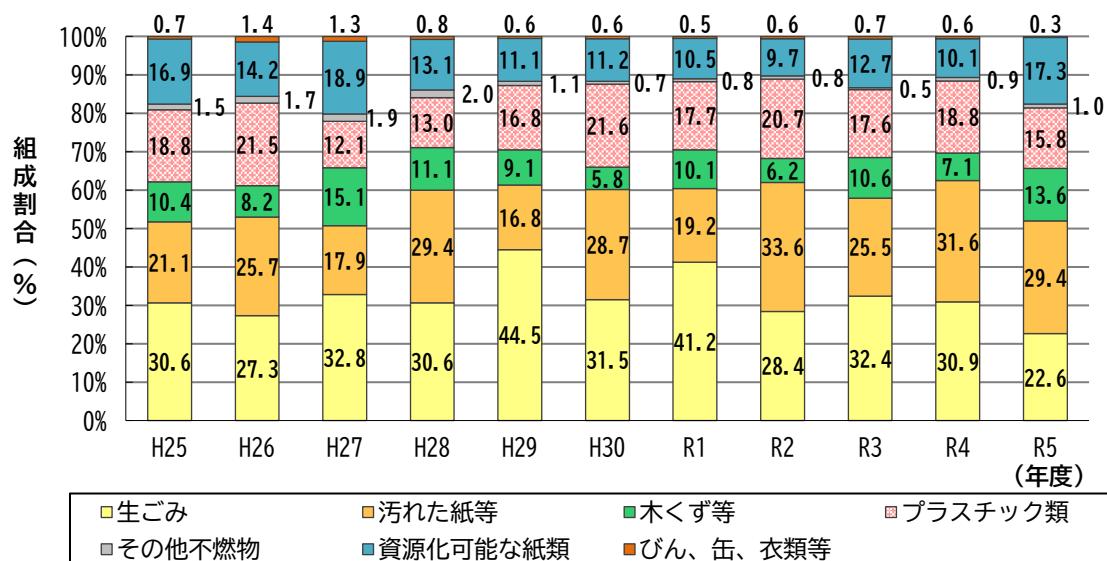
イ 事業系可燃ごみの組成分析調査結果

令和5年度（2023年度）の事業系可燃ごみの組成分析調査結果を見ると、可燃ごみの中に資源化可能な紙類が17.3%、生ごみに含まれる食べ残しや手つかず食品といった食品ロスは7.8%となっており、平成25年度（2013年度）以降、概ねこうした傾向が続いている。

事業系可燃ごみの組成（令和5年度（2023年度））



事業系可燃ごみの組成の推移



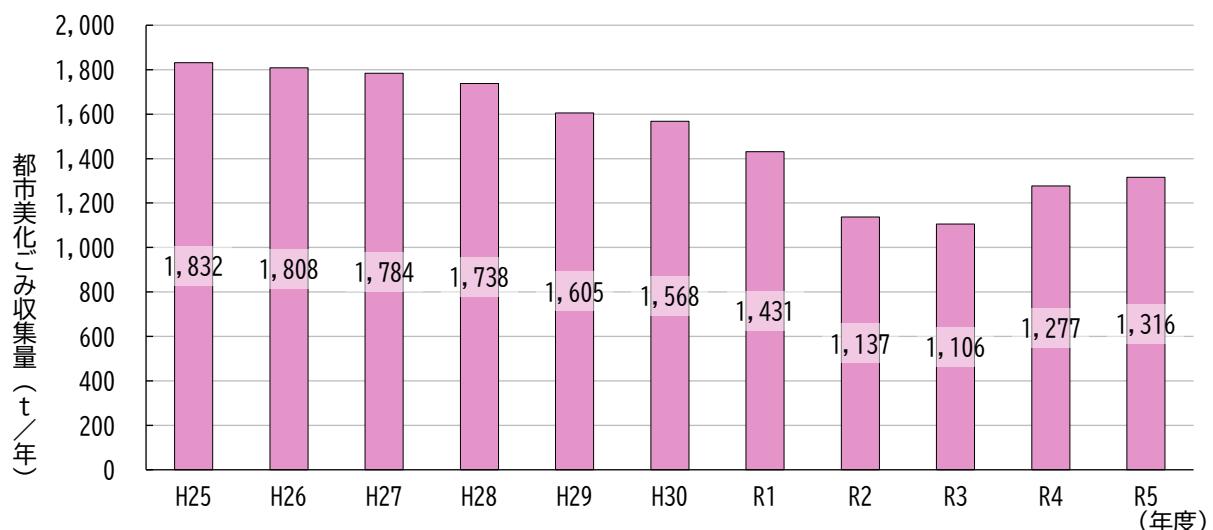


2 まちの美化について

(1) 都市美化ごみ収集量の推移

町内会や市民ボランティア等による清掃活動により収集された都市美化ごみの収集量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の中止を余儀なくされたこともあり、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）は減少しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、活動が再開され始めたことから増加に転じています。

都市美化ごみ収集量の推移



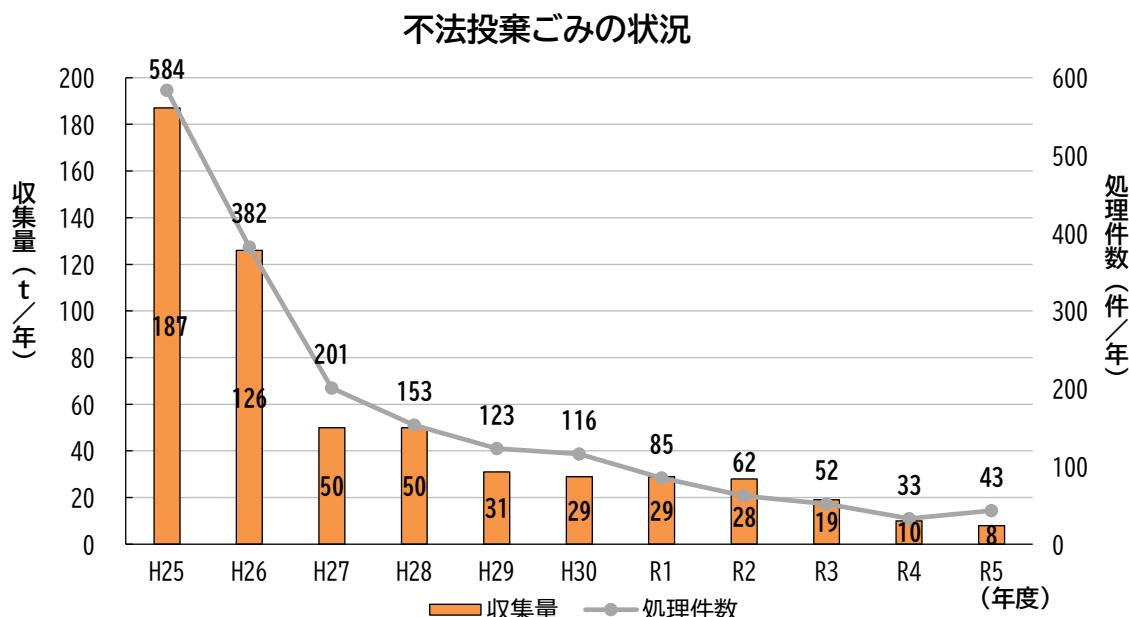
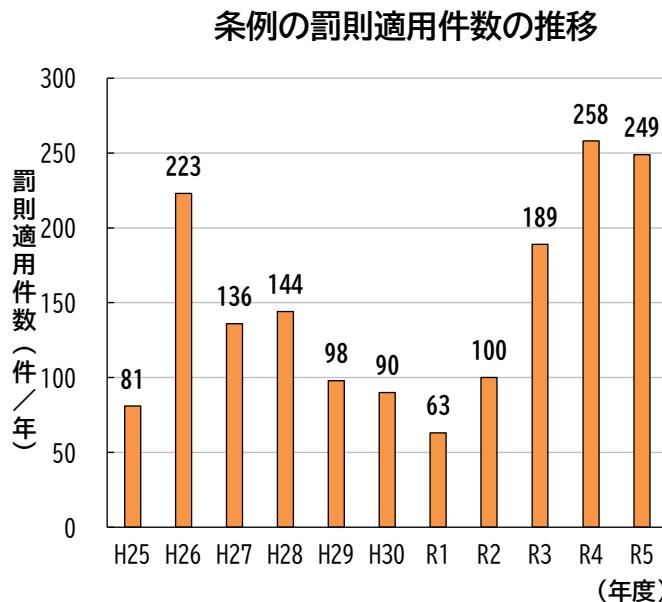


(2) ぽい捨てや不法投棄の状況

広島市ぽい捨て等の防止に関する条例では、美化推進区域・喫煙制限区域※でのぽい捨てや喫煙等の違反行為に対し罰則を設けており、令和元年度（2019年度）までの罰則適用件数は減少傾向でしたが、令和2年度（2020年度）に改正健康増進法が全面施行され、原則屋内での喫煙を禁止する規定などが設けられたことにより、路上喫煙による罰則適用件数が増加し、それ以降、増加傾向にあります。

不法投棄ごみの処理件数及び収集量は、減少傾向にあるものの、一定量の不法投棄がなされている状況にあります。

※ぽい捨てや落書きなどの美観を害する行為や喫煙により他人の身体を害する行為を防止することが特に必要であると認められる地域





3 ごみの分別区分・収集運搬体制について

(1) ごみの分別区分と収集方法等

ア 家庭ごみ

家庭ごみの区分及び収集方法等は、下表に示すとおりです。

本市の焼却施設や資源ごみ等選別施設、大型ごみ破碎処理施設、最終処分場などで処理を行っています。

家庭ごみの区分及び収集方法等（令和6年度（2024年度））

区分	主な品目	収集回数	収集方法	収集主体
可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど	週2回	直営・委託	
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆなどのペットボトル	週1回 (同日)		
リサイクルプラ	袋類、ネット類、カップ類などの容器包装プラスチック			
その他プラ	ビデオテープ、プラ製ハンガー、ぬいぐるみなど、容器包装以外のプラスチック類	月2回		
不燃ごみ	陶磁器類、小型家電など	月2回	戸別・ステーション収集	
資源ごみ	紙類、布類、金属類、ガラス類	月2回 (同日)		
有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計（水銀を使用したもの）など			
大型ごみ	家電製品、家具、寝具など、最長の辺の長さ又は最大径が30cm以上（棒状のもの又は容易に折り曲げができる板状のものの場合、最長の辺の長さが1m以上）のもの	月2回	予約制・戸別収集 (大型ごみ収集運搬手数料を徴収)	委託

※ふれあい収集（ごみ出し自体が困難な要介護1以上の高齢者等の自宅を訪問し、ごみの収集を行うとともに必要に応じて声かけを行う制度）の場合は、区分（大型ごみを除く。）にかかわらず収集回数は週1回、直営による戸別収集を行う。



イ 事業ごみ

事業ごみの区分及び収集方法等は、下表に示すとおりです。

このうち、可燃ごみ、プラスチックごみ及び不燃ごみについては、原則として事業ごみ有料指定袋を使用し、本市のごみ処理施設で受け入れています。

事業ごみの区分及び収集方法等（令和6年度（2024年度））

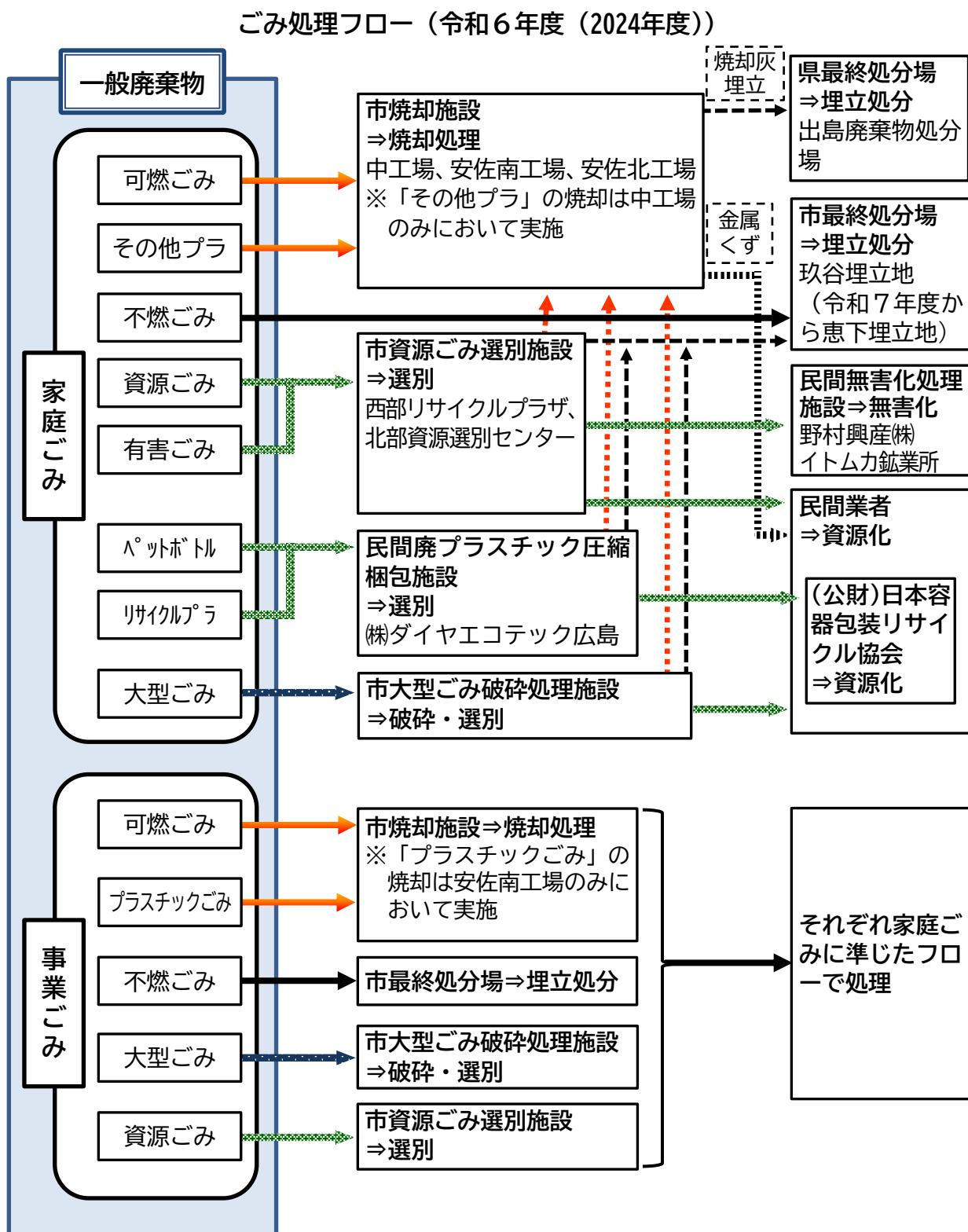
区分	主な品目	収集方法等	手数料
可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど		
プラスチックごみ	包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類	・排出事業者による市のごみ処理施設への自己搬入 ・排出事業者が固形状一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託	原則、事業ごみ有料指定袋を使用
不燃ごみ	傘や文具などプラスチックと金属の複合品など（小型家電を除く。）	(※受け入れる施設により、どちらかの方法でのみ搬入を受け付けている場合がある。)	固形状一般廃棄物処分手数料を徴収
大型ごみ	木製の家具類及び天然繊維製品		固形状一般廃棄物再生処理手数料を徴収
資源ごみ	OA古紙、新聞、雑誌、段ボールなど		
その他資源ごみ	紙類、金属類、ガラスくず・ビン類、ペットボトルなど	民間ルートで再生処理	-

ウ 都市美化ごみ

本市では、町内清掃ごみ、不法投棄ごみ及び河川清掃ごみなどの都市美化ごみについては、必要に応じて収集し、処理しています。



(2) ごみ処理の流れ



注1：本市が受け入れて処理を行うごみについて記載している（都市美化ごみを除く。）。

注2：実線は主な流れを示し、点線は残渣の流れを示す。



4 ごみ処理体制について

(1) ごみ処理施設等

ア 焼却施設

本市では、3箇所の焼却施設において、ごみの焼却処理を行っています。

3工場体制を持続的なものとするため、南工場は令和10年度（2028年度）の稼働開始を目指して建替えを行っています。

焼却施設の配置図



焼却施設の概要

名称	所在地	稼働開始時期	処理能力
中工場	中区南吉島	① 平成16年4月	600t/24h(200t×3炉)
安佐南工場	安佐南区伴北	② 平成25年4月	400t/24h(200t×2炉)
安佐北工場*	安佐北区可部町	③ 平成2年4月	100t/24h(100t×1炉)

*平成30年度（2018年度）に稼働停止したが、南工場の建替えに伴い、令和4年（2022年）12月から1炉を再稼働している。

建替中

名称	所在地	稼働開始時期	処理能力
南工場	南区東雲	④ 令和10年度（予定）	300t/24h(150t×2炉)



イ その他の中間処理施設等

本市では、3箇所の資源ごみ等選別施設と大型ごみ破碎処理施設において、ごみの中間処理等を行っています。

また、北海道にある民間の処理施設において、有害ごみ等の無害化処理を行っています。

その他の中間処理施設等の配置図



その他の中間処理施設等の概要

区分	名称	所在地		稼働開始時期	処理能力
資源ごみ等 選別施設	西部リサイクルプラザ	西区商工センター	①	平成9年1月	96t/7.5h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町	②	平成25年4月	70t/7h
	株式会社ヤエコテック広島 廃プラスチック圧縮梱包施設 (民間施設)	中区江波沖町	③	平成16年4月	80t/12.5h
大型ごみ 破碎処理施設	安佐南工場 大型ごみ破碎処理施設	安佐南区伴北 (安佐南工場に併設)	④	平成4年4月	116t/日 (ただし、 処理量は原則100t/日以下とする)
有害ごみ 無害化処理施設	野村興産株式会社 イトム力鉱業所 (民間施設)	北海道北見市 留辺蘂町	-	昭和49年8月	159.24t/日



ウ 最終処分場

本市では、令和6年度（2024年度）末に玖谷埋立地での埋立を終了し、令和7年度（2025年度）から恵下埋立地での埋立を開始します。

なお、本市の焼却施設で生じた焼却灰については、広島県が所管する出島廃棄物処分場へ搬入しています。

最終処分場の配置図



最終処分場の概要

市最終処分場

名称	所在地		受入予定期	廃棄物容量
恵下埋立地	佐伯区湯来町	①	令和7年度～ (約30年間)	約160万m ³
玖谷埋立地 【埋立終了】	安佐北区安佐町	②	平成2年4月～ 令和6年度末	約350万m ³

県最終処分場

名称	所在地		搬入予定期
出島廃棄物処分場	南区出島	③	令和2年度～ (期間未定)

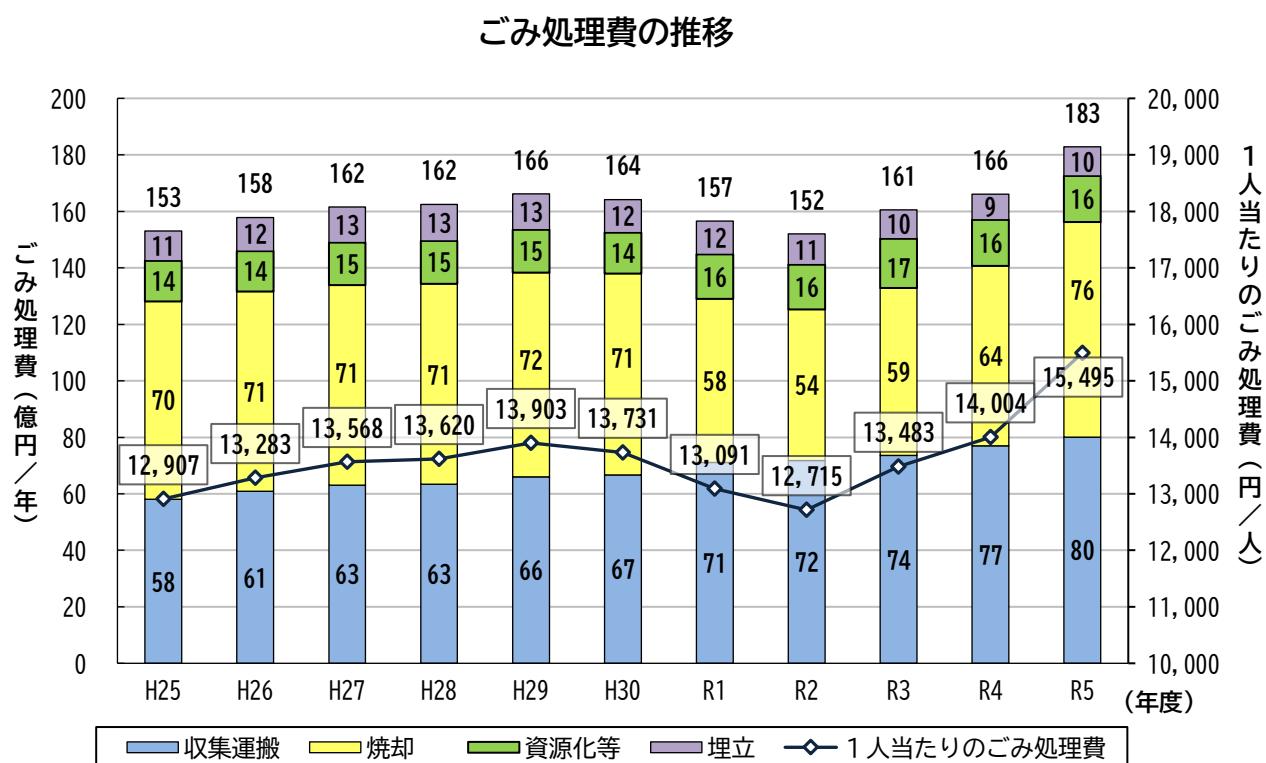


5 ごみ処理コストについて

(1) ごみ処理費の推移

ごみ処理に係るコストは、平成30年度（2018年度）まで4工場体制で処理していたものを令和元年度（2019年度）に3工場体制に移行したことから、令和元年度（2019年度）に減少に転じましたが、人件費などの収集運搬費用が年々増加していることに加え、焼却施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより焼却費用が増え、令和3年度（2021年度）以降は増加傾向にあります。

また、1人当たりのごみ処理費は、令和元年度（2019年度）に3工場体制に移行したことにより減少しましたが、令和3年度（2021年度）以降はごみ処理費の増加を受け、増加傾向にあります。





第3章 一般廃棄物を取り巻く状況の変化

1 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた対応

平成27年（2015年）9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中のSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

国においては、平成28年（2016年）に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」において「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、この中で「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など、8つの優先課題（取組の柱）を掲げ、SDGsの達成に向けて国内外の取組を推進するとともに、地方自治体や経済界など多様な主体と連携を図ることとしています。

本市においても、貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべき17の目標のうち、本計画と親和性の高い目標を各施策に関連付けた上で、SDGsの達成に向け、環境分野における各種取組を推進していく必要があります。

2 温室効果ガス削減に向けた対応

人類の存続に関わる重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の問題に対応するため、廃棄物処理分野における温室効果ガス削減の取組については、市民や事業者等の全ての主体が自ら率先して、ごみの減量やリサイクルに取り組む機運を高め、廃棄物の焼却量を減らす必要があります。

特に、焼却時の温室効果ガス排出量が多いプラスチックごみについては、不適正な処理により世界全体で年間数百万トンを超える量が陸上から海洋へ流出していると推計され、海洋に流出したプラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が国際的な問題にもなっています。

国は、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定するとともに、令和4年（2022年）4月には脱炭素社会の実現及び循環型経済の構築を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、市町村はプラスチック容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物についても、分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じることが努力義務となりました。

現在、本市では、廃棄物処理におけるエネルギーの有効利用のため、容器包装プラスチック以外の製品プラスチックを焼却し、それにより生じる排熱を利用した発電（サーマルリサイクル）を行っていますが、更なる温室効果ガスの削減のためには焼却量を減らす必要があり、既にリサイクルを行っている容器包装プラスチックに加え、現在焼却処分している製品プラスチックについてもリサイクルの実施を検討していく必要があります。



3 自然災害への対応

地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害等が世界各地で頻発しており、本市においても、甚大な被害をもたらした平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月の豪雨災害について、地球温暖化による気候変動との関連が指摘されるなど、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害等が市域内で顕在化しつつあり、こうした状況は、本市に限らず広域的な視点から見ても同様の状況となっています。

このため、こうした影響に適切に対応することができるよう、将来的な影響を想定しつつ近隣自治体との連携も図りながら、災害に強く安全で安定した廃棄物処理体制を構築する必要があります。

4 食品ロス削減に向けた対応

国際連合食糧農業機関（F A O）の報告書によると、世界では食料生産量の3分の1に当たる約13億tの食料が毎年廃棄されている一方、飢えや栄養不足に苦しむ人々が約7.5億人存在すると推計されており、平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGsにおいて、「2030年までに小売・消費者レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことが目標の一つに掲げられるなど、食品ロスの削減は世界的に重要な課題となっています。

国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、この法律により、食品ロスの削減は、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組と定義され、「国民運動」として総合的に推進することが求められており、本市においても、食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、令和5年（2023年）4月に「広島市食品ロス削減推進条例」を施行しました。

こうした状況等を踏まえ、食品ロス削減推進計画を本計画に位置付け、食品ロス削減に向けて市民・事業者・本市が連携を図りながら一層取り組んでいく必要があります。



5 少子高齢化などの社会構造、個人の価値観などの変化等への対応

本市の人口は、令和元年度（2019年度）をピークに減少に転じており、長期的に見ると、更なる少子高齢化の進行に伴い、令和32年度（2050年度）には、人口が約105万人に減少することが予想されています。また、高齢化率は、令和元年度（2019年度）の25.1%から令和32年度（2050年度）には35.3%と大きく増加する見込みとなっています。

こうした社会構造の変化に加え、我が国では、就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、スマートフォンの普及などにより通信販売の利用が拡大し、必要な物を安く手軽に購入することができるようになり、短い周期で新しい商品に買い替える傾向も見られ、また、令和2年度（2020年度）以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式や働き方の変化も生じています。

さらには、近年の物価高騰などの経済情勢の変化も人々の生活に大きく影響を与えており、このような様々な変化は廃棄物行政を取り巻く環境へも影響を及ぼすことから、こうした変化に対応しながら廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進していく必要があります。



第4章 ごみ処理の現状等を踏まえた課題

1 ごみの減量とリサイクルについて

- 環境負荷を低減するため、ごみ排出量を更に削減する必要があります。
- 環境学習の充実などにより、市民の環境意識を向上させる必要があります。
- 使い捨てプラスチックの排出抑制やリサイクルなど、3R^{*}を推進する必要があります。
- ごみに含まれる資源物等をリユース・リサイクルなどで有効活用することにより、埋立量の削減や資源化率を向上させる必要があります。
- 本市が処理するごみの量を減らすため、民間でのリサイクルを促進する必要があります。
- 可燃ごみに約1割含まれている資源化可能な紙類の分別徹底を促進し、資源化率の向上を図る必要があります。
- 可燃ごみのうち、多くの割合を占める生ごみに含まれる食品ロスを削減していく必要があります。

※3Rとは、①発生抑制（リデュース(Reduce)）、②再使用（リユース(Reuse)）、③再生利用（リサイクル(Recycle)）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワードです。（27ページ参照）

2 まちの美化について

- 清掃活動の推進を図るとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に取り組む必要があります。

3 分別区分・収集運搬体制について

ア 分別区分等の見直し

- 全市的な焼却施設の処理能力を踏まえつつ、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、プラスチックごみのリサイクルの推進や分別の簡素化による市民の負担の軽減、収集運搬の効率化の観点から、家庭ごみの「その他プラ」の分別区分について、見直しを検討する必要があります。

イ 収集運搬体制の再構築等

- 収集運搬の効率化を図るとともに、収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進する必要があります。
- 町内会・自治会への加入率の低下などによる戸別収集の増加に伴う収集効率の低下に対応するため、ごみ置き場のステーション化^{*}を推進する必要があります。



○令和6年度（2024年度）から実施している「ふれあい収集」（15ページ参照）について、対象要件の拡大を検討する必要があります。

※ごみ置き場のステーション化：10世帯程度のごみを1箇所でまとめて収集を行う方式のごみ置き場（ごみステーション）を設置する取組

4 ごみ処理体制について

ア 焼却施設の適切な維持管理等

○焼却施設を適切に維持管理するとともに、コスト面を考慮しつつ、必要に応じて大規模改修工事による延命化を図る必要があります。

○安佐北工場について、操業終了後の跡地の活用等を検討する必要があります。

イ 最終処分場の適切な運営等

○恵下埋立地において、計画どおり約30年間の受入れを行うため、埋立量を削減する必要があります。また、災害発生時のための予備容量を確保しておく必要があります。

○玖谷埋立地の跡地について、有効利用を検討する必要があります。

ウ その他施設の更新等

○老朽化の進む安佐南工場大型ごみ破碎処理施設や西部リサイクルプラザを更新する必要があります。

○廃止したごみ処理施設の取扱いについて、検討する必要があります。

エ 大規模災害に備えたごみ処理体制の構築

○大規模災害発生時においても迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築する必要があります。

オ ごみの広域処理体制の構築

○ごみ処理施設の集約化等によって環境負荷・財政負担を低減し、大規模災害により発生する大量の災害廃棄物の処理に対応するため、ごみ処理に係る近隣自治体等との広域的な連携を推進する必要があります。

5 ごみ処理コストについて

○ごみの減量・リサイクルの推進やごみ処理・施設運営の効率化などにより、ごみ処理に掛かる費用を削減する必要があります。

○エネルギーの循環利用や焼却コスト削減の観点から、サーマルリサイクル（ごみ焼却発電）を引き続き推進していく必要があります。



第5章 基本理念・基本方針

1 基本理念：『ゼロエミッションシティ広島の実現』

本市が目指すゼロエミッションシティは、市民・事業者・本市の協働により、ごみの発生を極力抑制し、発生したごみは、経済的、技術的に可能な限り資源として有効に循環利用し、最後に残った利用できないごみは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市です。

本市では、本計画に掲げる施策を市民・事業者・本市が一体となって更に推進し、ゼロエミッションシティ広島の実現に向け、挑戦を続けていきます。

2 基本方針

ゼロエミッションシティ広島の実現に向けた基本方針として、次の五つを掲げ、各施策を展開していきます。

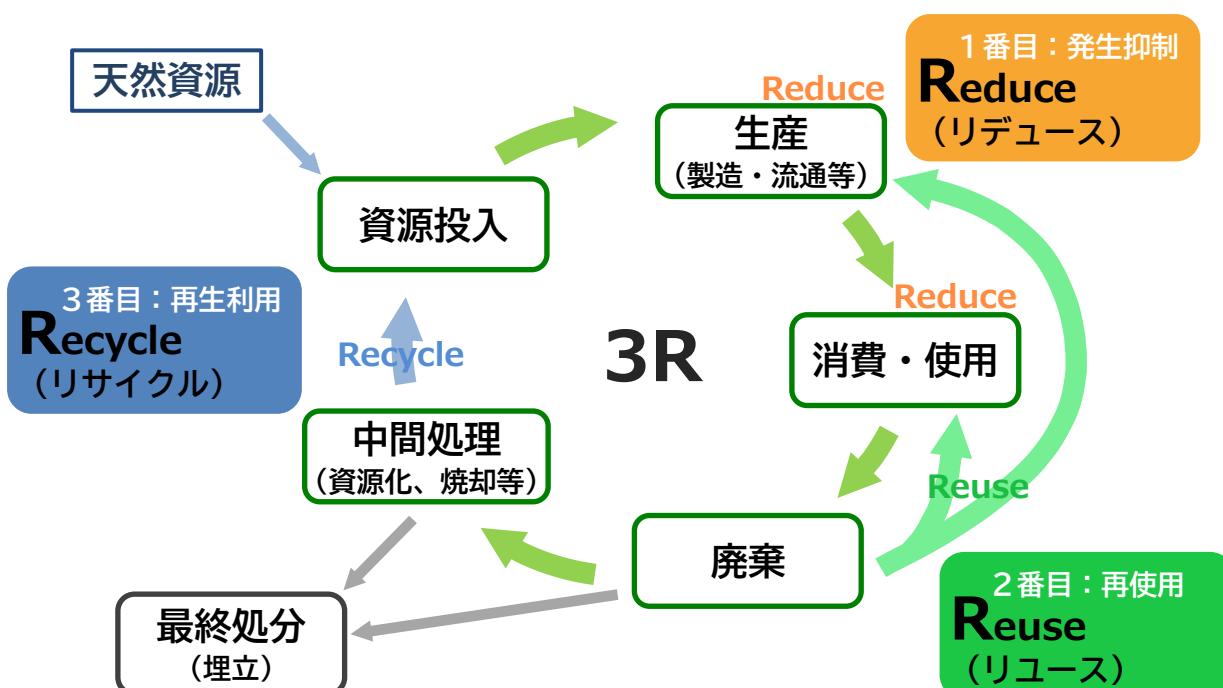
(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

市民・事業者・本市の三者が相互に協力・連携しながら、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制などによるごみの減量とリサイクルに積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を更に推進します。

<関連するSDGs>



循環型社会（3Rの取組）のイメージ





(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる「世界に誇れる『まち』広島の実現」を目指して、市民主体のごみのないきれいなまちづくりや美化推進区域を中心に市民や来広者が快適に過ごせる環境づくり等を推進します。

<関連するSDGs>



(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

少子高齢化や社会情勢の変化、多様化する市民ニーズや国の法制度等に適切に対応し、ごみの適正処理や市民サービスの向上を図ります。

<関連するSDGs>



(4) 安定的なごみ処理体制の確保

ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコストの削減を実現しつつ、災害に強く安全で安定したごみ処理体制を構築します。

<関連するSDGs>



(5) ごみ処理コストの削減

ごみの減量・リサイクルの推進やごみ処理体制の効率化などにより、ごみ処理費用の削減を図ります。

<関連するSDGs>





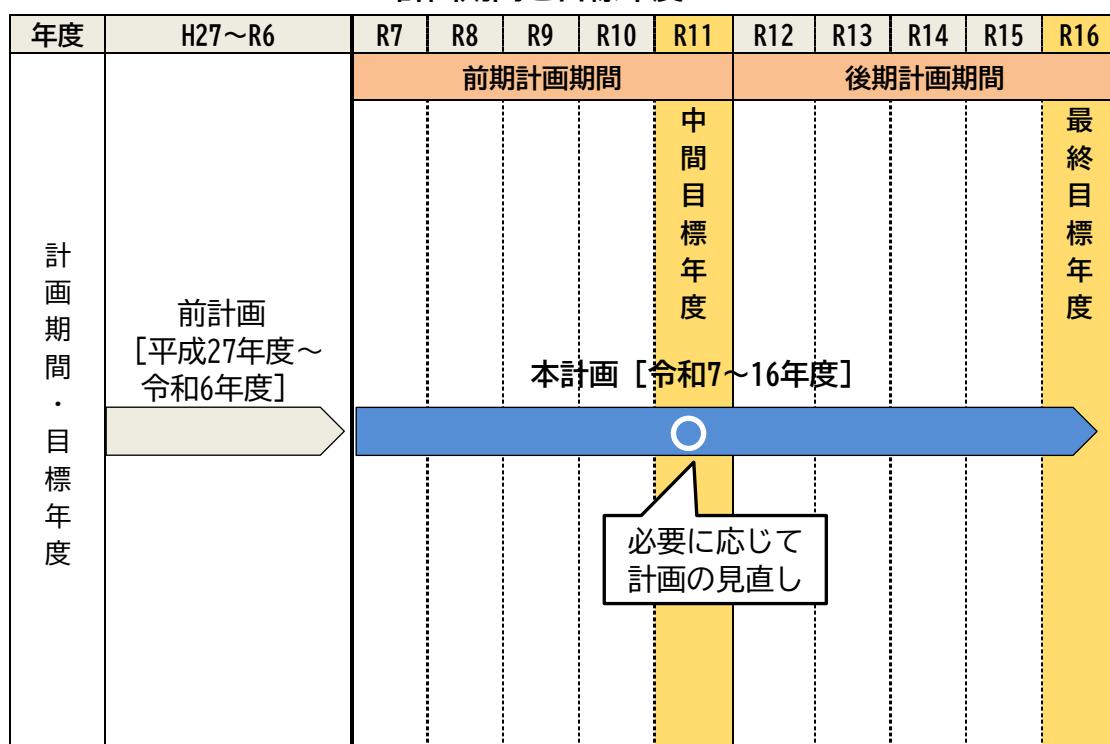
第6章 計画期間と目標

1 計画期間と目標年度

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とし、計画期間を前期と後期の2期に分け、令和11年度（2029年度）を中間目標年度、令和16年度（2034年度）を最終目標年度とします。

なお、中間目標年度において、前期計画期間の取組状況等を踏まえ、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間と目標年度





2 前計画の目標達成状況

前計画では、下表のとおり「排出量（1人1日当たりのごみ排出量）」「焼却量」「埋立量」の3つの目標を掲げていました。

このうち、排出量については、平成25年度（2013年度）に本市において発生した、食品ロス（手つかず食品、食べ残し）に相当する量を削減すること、焼却量については、災害発生や突発的要因による焼却施設停止などのリスクを考慮し、安定的な焼却体制を確保するため焼却施設全体の稼働率を85%以下にすること、埋立量については、最終処分場の延命化や災害発生時のための予備容量を確保し、恵下埋立地の埋立計画のとおり30年間の埋立を可能とするため、40,000t/年以下にすることを目標に掲げ、これらを達成するためにごみの減量・リサイクルに取り組みました。

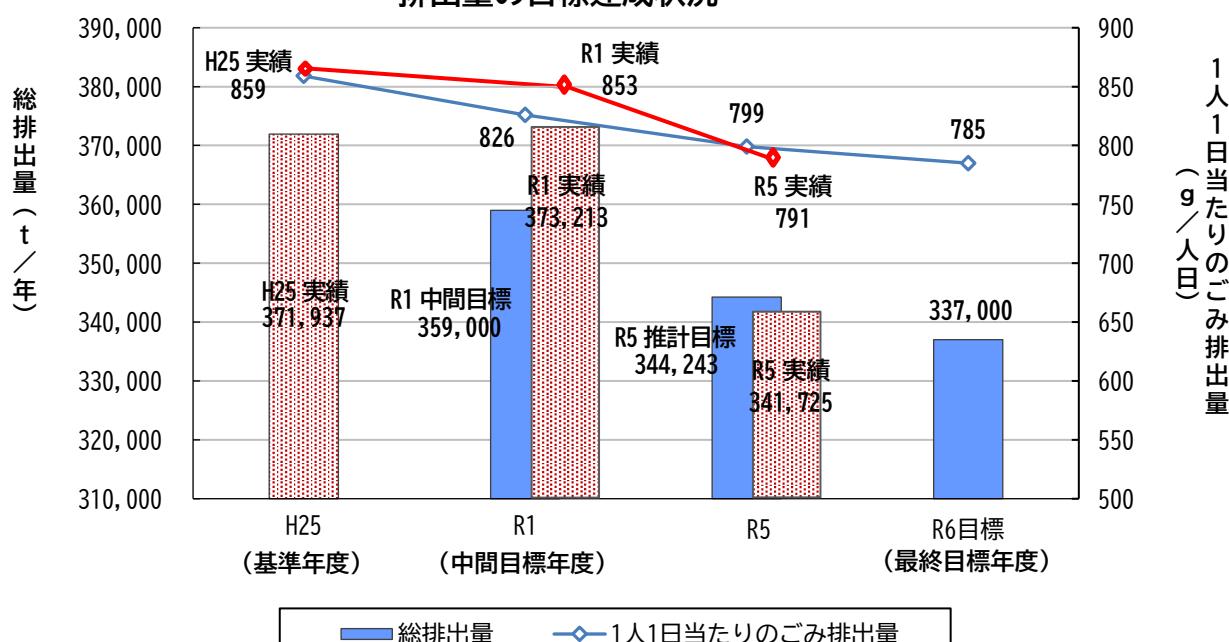
目標値

区分	基 準	中間目標年度	推計目標値	最終目標年度
	平成25年度	令和元年度	令和5年度	令和6年度
目標1 排出量	371,937t/年	359,000t/年	344,243t/年	337,000t/年 (約1割削減)
1人1日当たりのごみ排出量	859g/人日	826g/人日	799g/人日	785g/人日 (74g削減)
目標2 焼却量	303,687t/年	298,000t/年	288,721t/年	285,000t/年 (焼却施設稼働率約82%)
目標3 埋立量	55,859t/年	49,000t/年	41,271t/年	40,000t/年 (約3割削減)

(1) 排出量（1人1日当たりのごみ排出量）

令和5年度（2023年度）におけるごみの総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、それぞれ341,725t、791gとなっており、令和5年度（2023年度）の推計目標値を達成しています。

排出量の目標達成状況



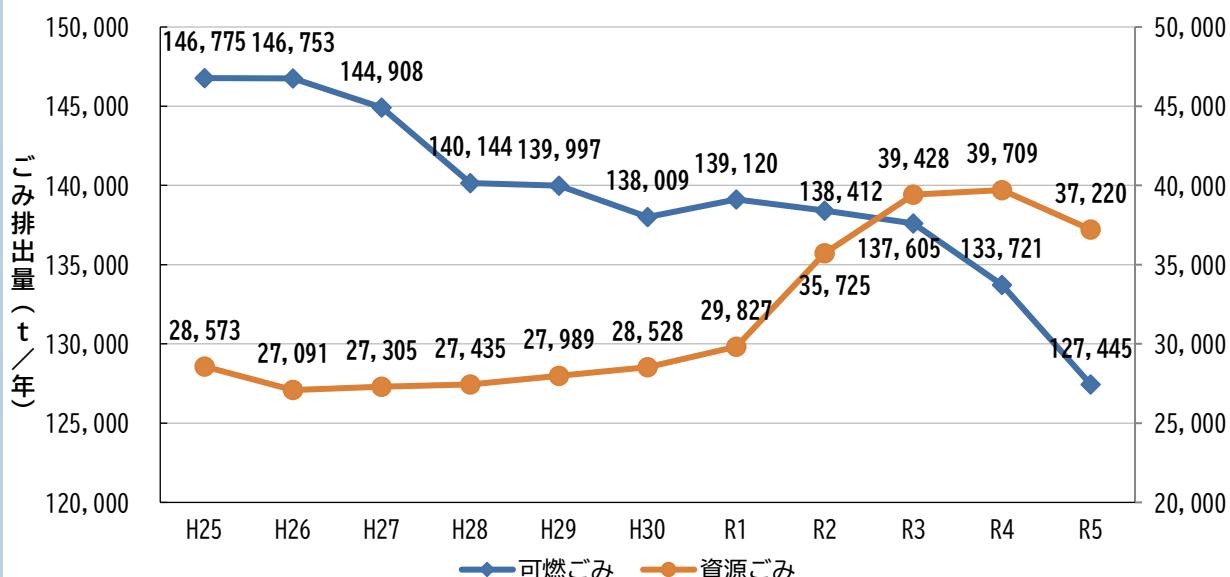


ごみ排出量の分別区分ごとの推移

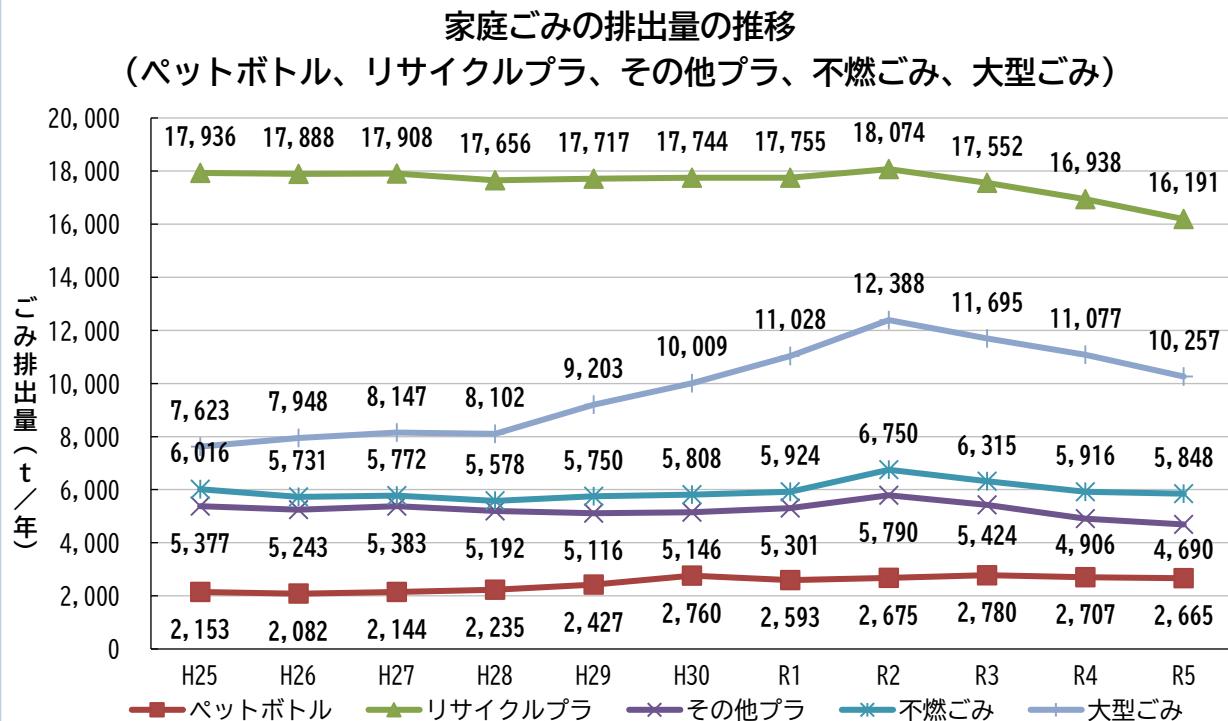
<家庭ごみ>

- 「可燃ごみ」は、平成 25 年度（2013 年度）以降、令和元年度（2019 年度）を除き毎年減少しています。これは、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた取組の成果と考えられます。
- 「資源ごみ」は、令和 2 年度（2020 年度）以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通信販売やテイクアウト、料理の宅配などで使用される梱包材が増加したことや、令和 3 年度（2021 年度）に資源ごみの持ち去り行為を条例で禁止したことにより増加しましたが、令和 5 年度（2023 年度）は減少に転じています。

家庭ごみの排出量の推移（可燃ごみ、資源ごみ）

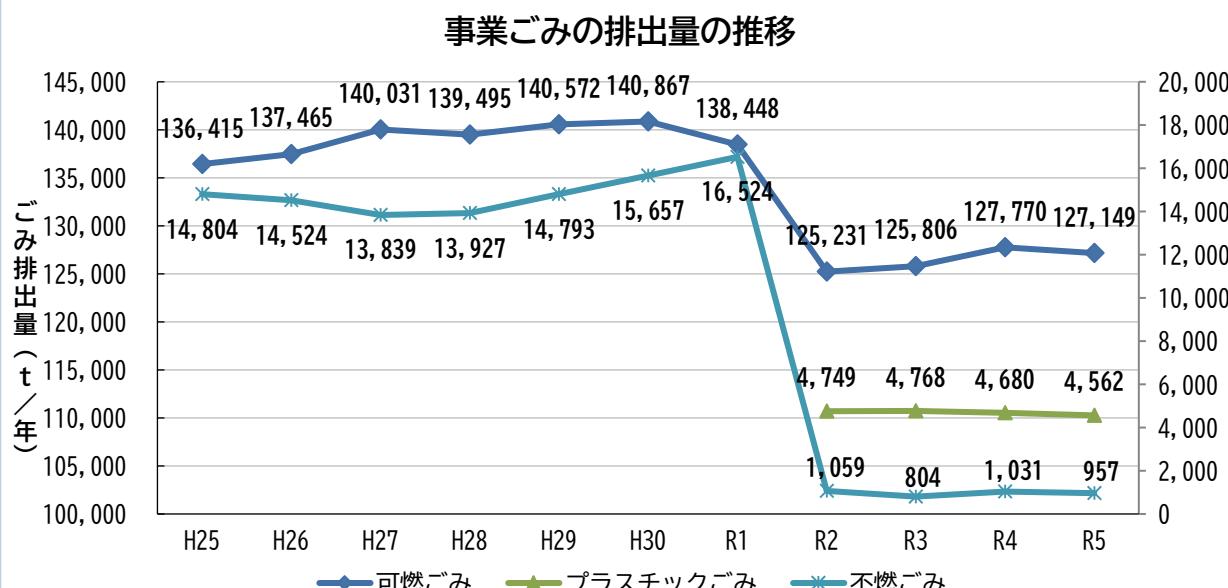


- 「ペットボトル」は、平成 25 年度（2013 年度）以降、猛暑によるペットボトル飲料の消費の増加などにより、平成 30 年度（2018 年度）まで増加傾向でしたが、近年は横ばい傾向となっています。
- 「リサイクルプラスチック」や「その他プラスチック」は、平成 25 年度（2013 年度）から令和元年度（2019 年度）まで横ばい傾向でしたが、令和 2 年度（2020 年度）を境に減少傾向となっています。令和 2 年（2020 年）7 月のレジ袋の有料化や、令和 4 年（2022 年）4 月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、市民意識が変化したことに加え、事業者が包装の簡素化や、プラスチック原料を用いた製品を紙に変更するなど、プラスチックごみの削減に向けて取り組んだことにより、減少傾向となっていると考えられます。
- 「不燃ごみ」や「大型ごみ」は、年々増加していましたが、令和 2 年度（2020 年度）をピークに近年は減少傾向となっています。これは近年の物価高の影響やリユースの取組が進んできたことが要因の一つと考えられます。



<事業ごみ>

- 「可燃ごみ」は、令和2年度（2020年度）以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動が縮小したことに伴い大きく減少し、近年は横ばい傾向となっています。
- 「プラスチックごみ」は、令和元年度（2019年度）まで不燃ごみとして受け入れていたプラスチックごみを令和2年度（2020年度）から焼却処分することとし、新しく区分を設けたものであり、令和2年度（2020年度）以降は、横ばい傾向となっています。
- 「不燃ごみ」は、令和元年度（2019年度）末で玖谷埋立地における産業廃棄物（廃プラスチック類）の受入れを停止し、令和2年度（2020年度）から民間業者での処理に移行したことなどから大きく減少し、近年は横ばい傾向となっています。

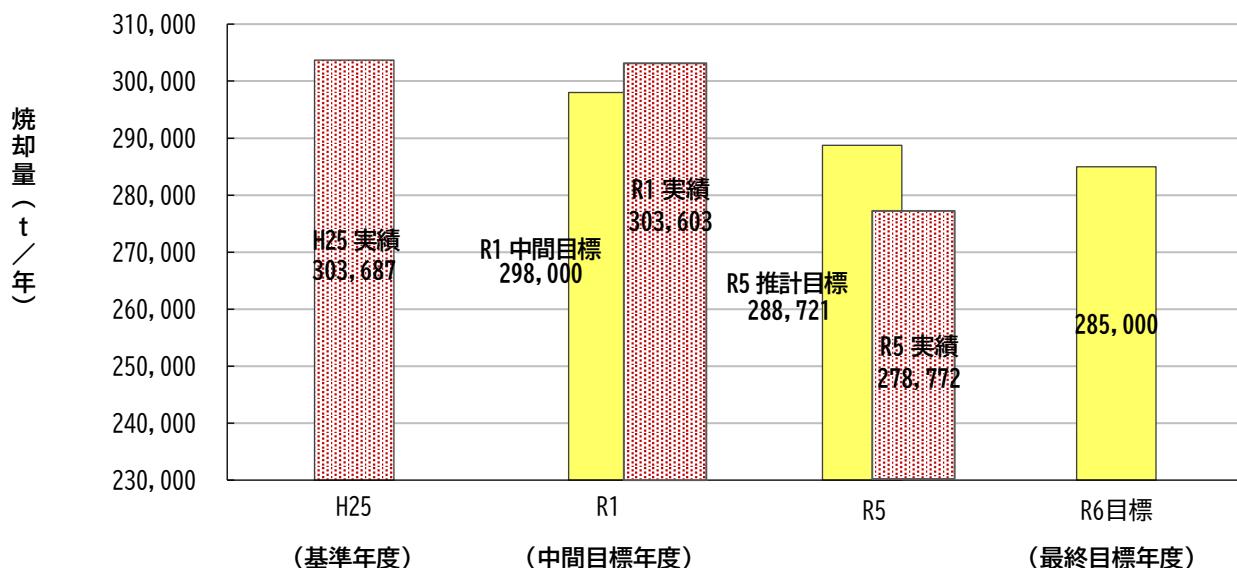




(2) 焼却量

令和5年度（2023年度）における焼却量は278,772tとなっており、令和5年度（2023年度）の推計目標値を達成しています。

焼却量の目標達成状況

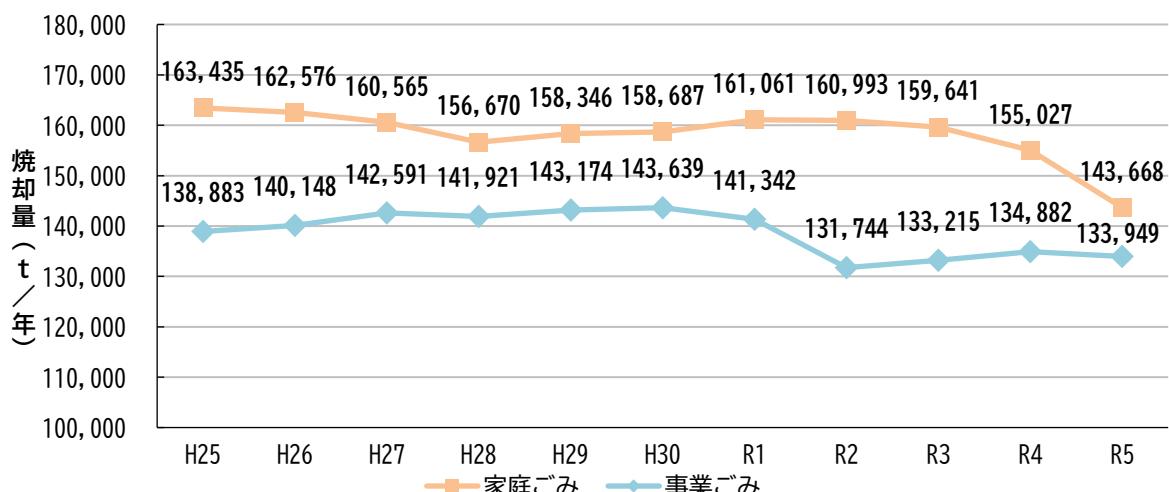


焼却量の区別別推移

焼却量を区別別に見ると、家庭ごみに係る焼却量は「可燃ごみ」排出量の減少に伴い、令和2年度（2020年度）以降は減少傾向となっています。

事業ごみに係る焼却量は平成30年度（2018年度）まで増加傾向でしたが、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け約1万t減少し、その後はほぼ横ばいで推移しています。

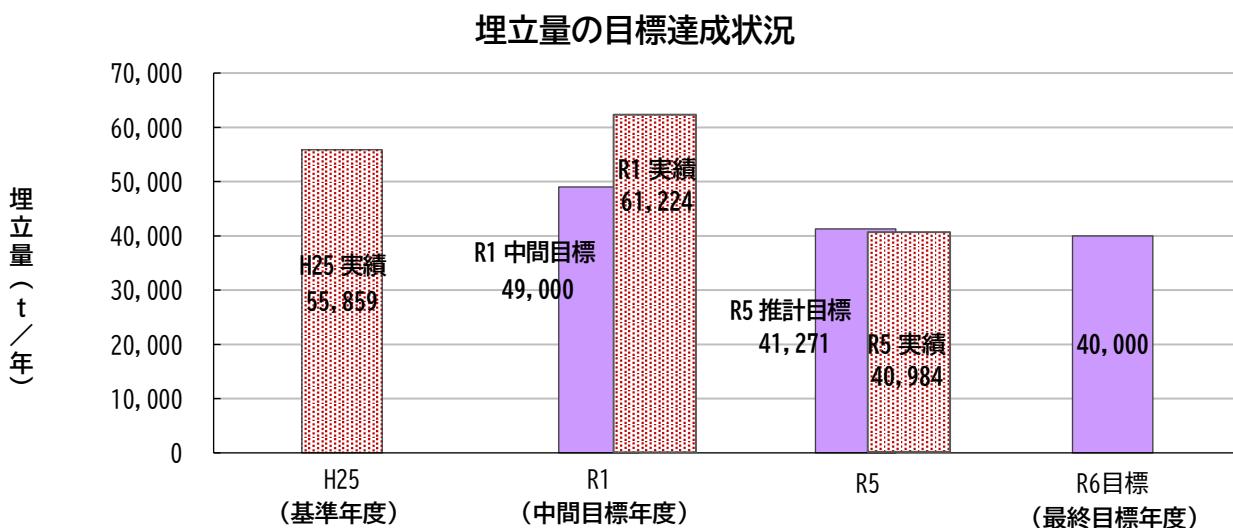
焼却量の区別別推移





(3) 埋立量

令和5年度（2023年度）における埋立量は40,984tとなっており、令和5年度（2023年度）の推計目標値を達成しています。

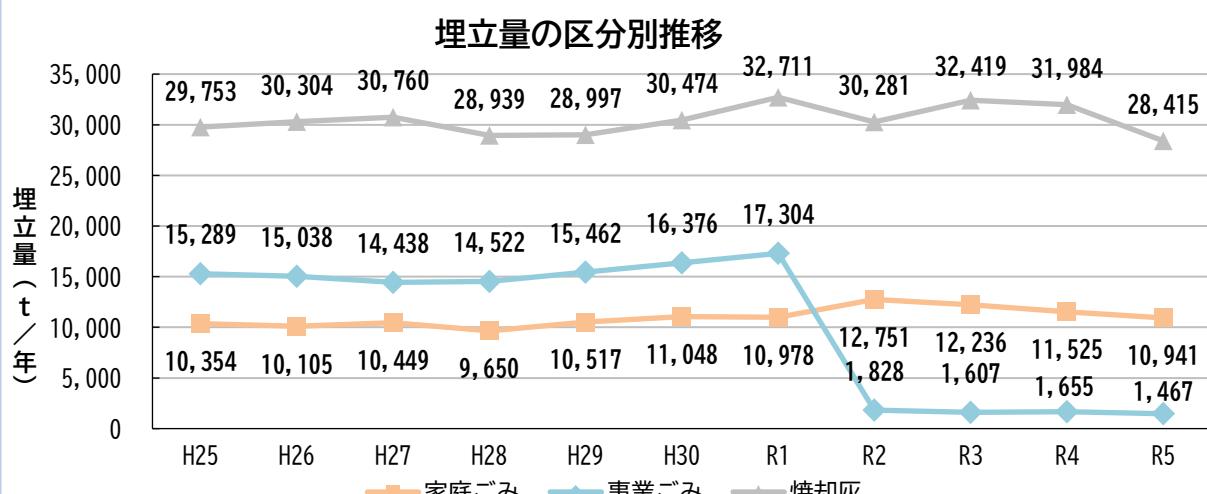


埋立量の区分別推移

埋立量を区別別に見ると、家庭ごみに係る埋立量は「大型ごみ」の増加等により、令和2年度（2020年度）まで増加傾向でしたが、令和3年度（2021年度）から減少傾向となっています。

事業ごみに係る埋立量は、玖谷埋立地で受け入れていた産業廃棄物（廃プラスチック類）の受入れを令和元年度（2019年度）末で停止するとともに、令和2年度（2020年度）から一般廃棄物の分別区分を変更し、これまで埋立処分していた「プラスチックごみ」を焼却処分することとしたため、令和2年度（2020年度）の埋立量が大きく減少し、それ以降、減少傾向となっています。

焼却灰に係る埋立量は、平成30年度（2018年度）のセメント原料化の中止により、埋立処分する焼却灰が増加し、それ以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度（2023年度）は焼却量が大きく減少したことにより、平成25年度（2013年度）以降最も少なくなっています。





3 新たな目標設定

(1) 目標の見直し

前計画の各目標について、それぞれ令和5年度（2023年度）の推計目標値を達成しており、前計画の初年度である平成27年度（2015年度）から最終目標年度である令和6年度（2024年度）に向けて、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた各施策の成果が着実に上がっているものと考えられます。

新たな計画の策定に向けては、基本理念に掲げる、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくするゼロエミッションシティ広島を実現するためには、ごみの発生を極力抑制するとともに、発生したごみについて、これまで焼却していた製品プラスチックを資源化するなど、可能な限り資源として有効に循環利用することが重要となることに鑑み、前計画の「排出量」、「焼却量」、「埋立量」の3つの目標に加えて、「資源化率」を目標として新たに設定します。



(2) 目標設定

① 排出量（1人1日当たりのごみ排出量）

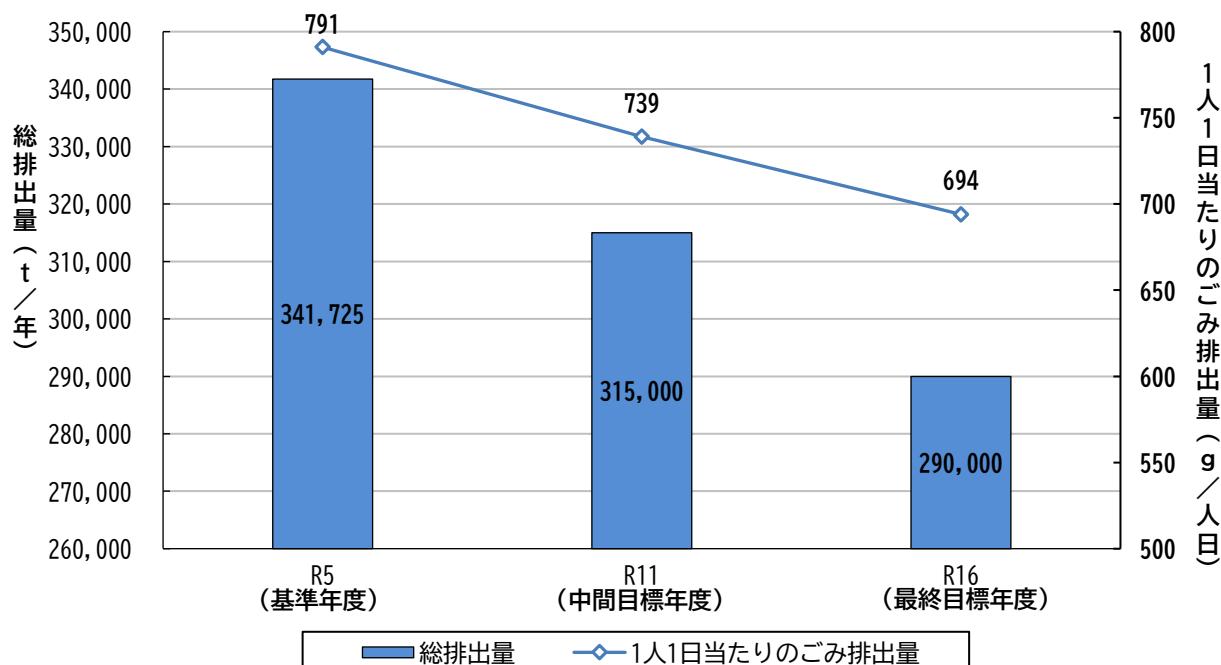
環境負荷を更に低減し、安定的なごみ処理体制を維持していくため、排出量の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和16年度（2034年度））までに
総排出量を290,000t/年以下にする（約15%削減）
1人1日当たりのごみ排出量を694g/人日以下にする（97g削減）**

総排出量は令和5年度（2023年度）実績の341,725t/年から、令和16年度（2034年度）までに約51,700t（約15%）削減し、290,000t/年以下にすることを目標とします。また、1人1日当たりのごみ排出量を、令和5年度（2023年度）実績の791g/人日から、令和16年度（2034年度）までに97g削減し、694g/人日以下にすることを目標とします。

この削減量は、国が一般廃棄物の排出量について、令和12年度（2030年度）において、令和4年度（2022年度）比で約9%削減する目標を設定しており、単年度当たりの目標は約1.13%の削減となることから、本市においては、令和5年度（2023年度）を基準に市民・事業者・本市が一体となって、計画期間中、国の目標を上回る単年度当たり1.5%の削減を目指します。

排出量の目標





家庭におけるごみの減量

目標の達成のためには、家庭でのごみの減量の実践や意識を持つもらうことが重要であるため、家庭でごみになる可能性がある物について、重量の目安を下記の表に示しています。

例えば、1人暮らしの人がじゃがいもを月に2個（約300g）、手つかず食品として捨ててしまった場合、1人1日当たりのごみ排出量に換算すると、約10gになります。

また、職場や飲食店などにおいても、食べ残しをしないこと、資源化可能な紙類を適正に分別すること、使い捨て容器に入った食品等の購入を減らすことなどを心がけることで、ごみを減らすことができます。

一人一人が、『1日当たりおにぎり1個分』ほどのごみの減量に取り組み、こうしたごみをなくしていくことが大切です。

家庭でごみになる可能性がある物の重量の目安（例）

品目		単位	重量の目安
食品	ごはん	茶碗中盛1杯	約150g
	おにぎり	1個（コンビニ）	約110g
	食パン	6枚切り1枚	約 60g
	じゃがいも	中玉1個	約150g
紙類	ティッシュペーパーの紙箱	1個	約 30g
プラスチック類	レジ袋	1枚	約 7g
	食品トレイ	1枚	約 3g
	ボディーソープ容器	400ml 1個	約 70g

注：重量は、本市の調査による。



② 資源化率

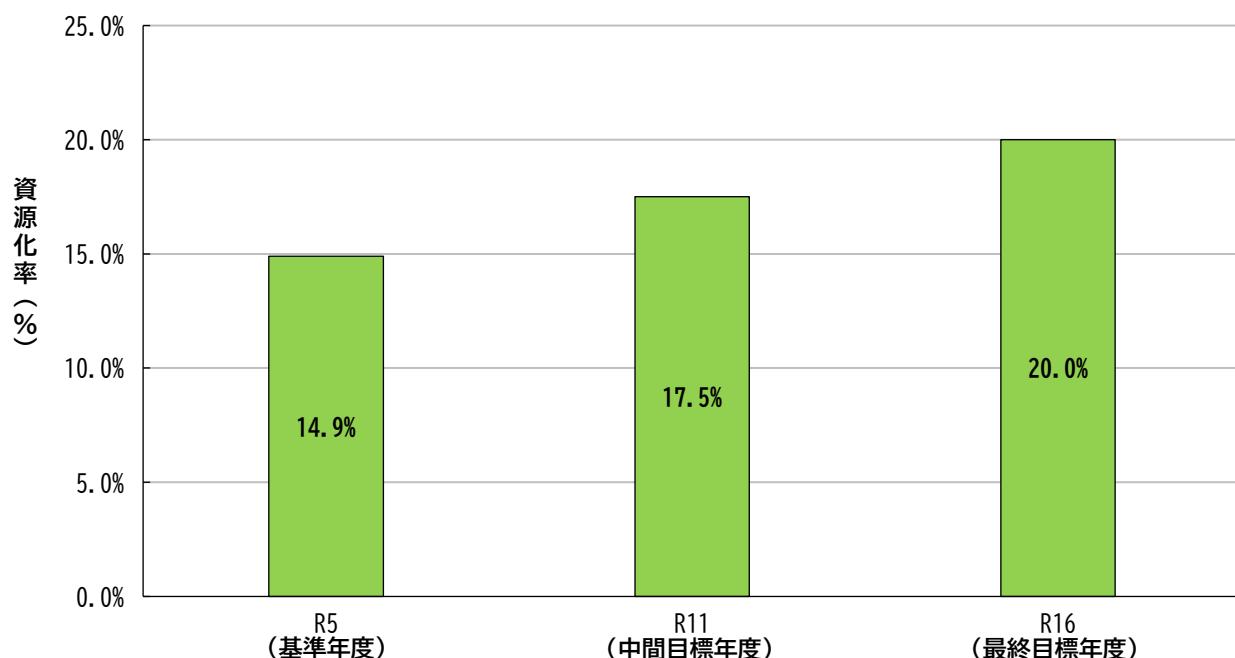
限りある資源を有効に活用し、循環型社会の形成を目指すためには、資源化率を向上させる必要があるため、新たに資源化率の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和16年度（2034年度））までに
総排出量に対する資源化率を20%以上にする（約5%増）**

総排出量に対する資源化率を、令和5年度（2023年度）実績の14.9%から、令和16年度（2034年度）までに約5ポイント増加させ、20%以上にすることを目標とします。

現在、焼却処分しているリサイクル可能な製品プラスチックと紙ごみを全て資源化した場合、総排出量に対する資源化量の割合は約20%となることから、これらを資源化し、目標の達成を目指します。

資源化率の目標





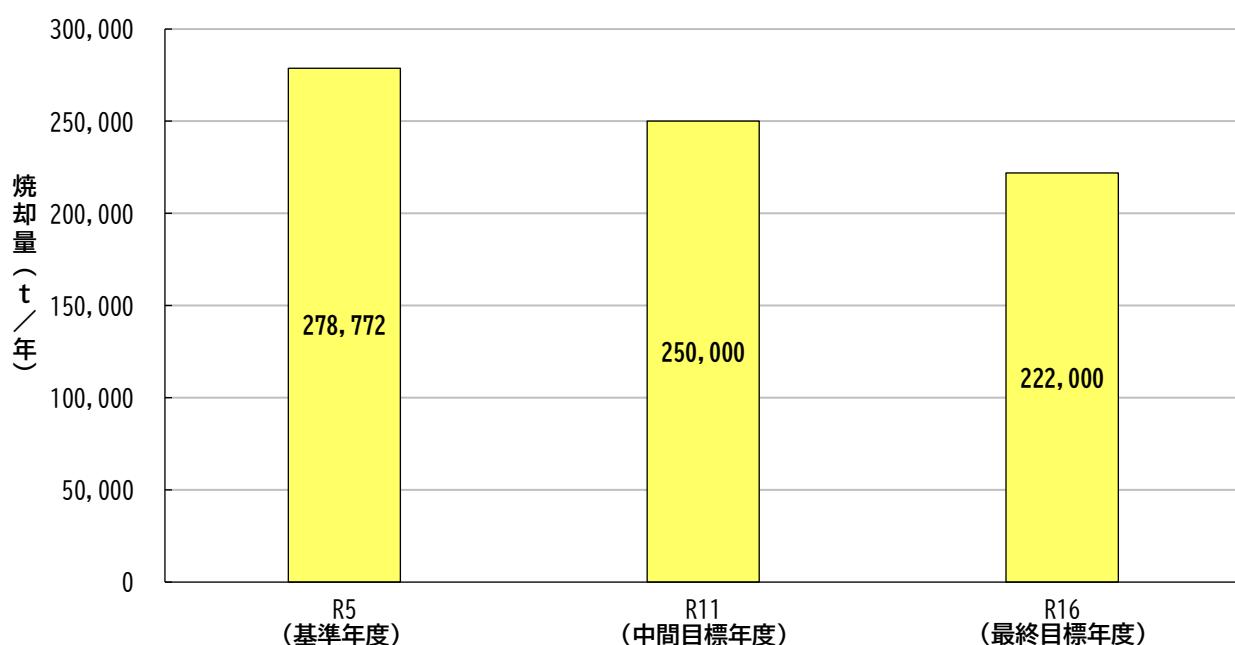
③ 焼却量

災害の発生や突発的要因による焼却施設停止などのリスク、ごみの広域処理体制の構築を想定しつつ、3工場体制による安定的な焼却体制を維持するため、焼却量の目標を以下のとおり設定します。

**最終目標年度（令和16年度（2034年度））までに
焼却量を222,000t/年以下にする（約20%削減）**

焼却量を、令和5年度（2023年度）実績の278,772t/年から、令和16年度（2034年度）までに約56,800t（約20%）削減し、222,000t/年以下にすることを目指します。

焼却量の目標





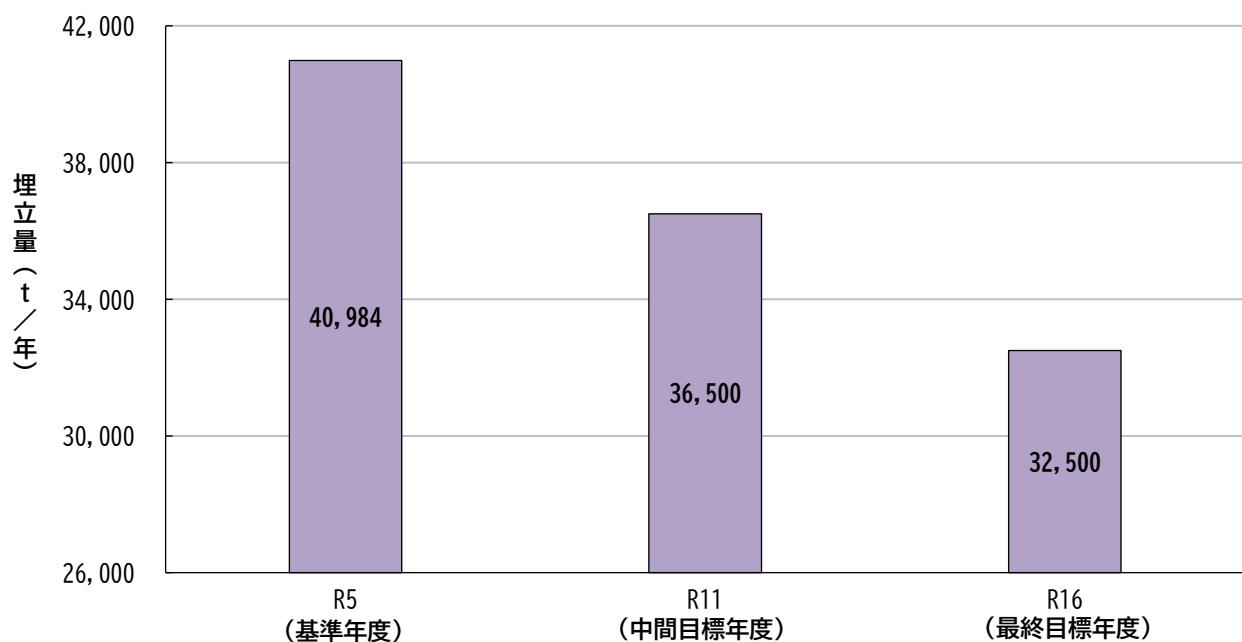
④ 埋立量

環境負荷の低減や循環型社会形成の観点から、ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、災害発生時のための予備容量を確保し、最終処分場の適切な運営を行うため、埋立量の目標を以下のとおり設定します。

最終目標年度（令和16年度（2034年度））までに 埋立量を32,500t/年以下にする（約20%削減）

埋立量を、令和5年度（2023年度）実績の40,984t/年から、令和16年度（2034年度）までに約8,500t（約20%）削減し、32,500t/年以下にすることを目指します。

埋立量の目標





第7章 目標達成に向けた取組

1 市民・事業者・本市の役割

「ゼロエミッションシティ広島」の実現は、地域社会全体で取り組むべき課題です。

市民・事業者・本市の各主体がそれぞれの役割を認識し、協力・連携して取り組むことにより、ごみの発生抑制及びリサイクルを推進し、効率的で安定したごみ処理体制を維持していくことができます。

(1) 市民の役割

- 一人一人がごみの排出者としての自覚・責任を持ち、主体的にごみの減量、リサイクルに取り組む。
- 資源物の集団回収やボランティア清掃など、地域での活動に積極的に参加・協力する。

(2) 事業者の役割

- 製品やサービスの生産・流通・販売等の各段階で、ごみが発生しないよう配慮する。
- 再生利用しやすい製品の開発・製造を行うとともに、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済製品の回収やリサイクル、適正処理に努める。
- 排出者責任に基づき、ごみを出さない事業活動やリサイクル、ごみの適正処理を行う。

(3) 本市の役割

- 率先してごみを出さない事業活動を推進する。
- 市民・事業者のごみ問題や環境問題に対する関心と具体的な行動を喚起するとともに、自主的な取組を支援・促進する。
- 環境負荷の低減を念頭に、災害に強く、効率的で安定したごみの収集運搬・処理体制を維持する。
- 新たなリサイクル技術等の研究やモデル事業の実施などにより、様々な分野・業種が連携した資源循環型の社会システムを構築する。



2 施策体系

基本理念

基本方針

市民・事業者・本市
が一体となったごみ
の減量とリサイクル
の推進

<関連するSDGs>



ごみのないきれいな
まちづくりの推進

<関連するSDGs>



分別区分・収集運搬
体制の再構築

<関連するSDGs>



安定的なごみ処理体
制の確保

<関連するSDGs>



ごみ処理コストの削減

<関連するSDGs>



発生・排出抑制

収集運搬

処分

本市の取組

【プラスチックごみの減量】	使い捨てプラスチックの排出抑制
【小売店等による店頭回収の利用促進】	スーパー・マーケット等における店頭回収の利用促進
【自主的取組への支援】	町内会等による資源物の集団回収の促進 地域環境指導員の活動支援
【家庭ごみの分別徹底】	分別の必要性と方法の周知 発火の可能性があるごみの分別徹底
【家庭ごみのリユース・リサイクルの推進】	資源ごみ（紙類）の対象拡大に係る検討 不要品のリユースの促進 使用済小型家電のリサイクルの促進 ペットボトル等のリサイクル率向上 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

【市民の環境意識の向上】	教育部局と連携した環境教育の推進 出前環境講座等の実施 市や民間のごみ処理施設等の見学等の促進
--------------	---

【事業者のコスト負担の適正化】	事業ごみ有料指定袋制度の継続実施 事業ごみ処分手数料の見直し
【事業ごみの減量、リサイクルに関する指導】	多量排出事業者への指導 事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制

【食品ロスの削減】	食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施
-----------	---------------------

【市民、事業者との協働による取組の推進】	ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催 ごみの減量・リサイクルの推進に関する施策の広報
----------------------	---

【グリーン購入の推進】	グリーン購入の推進
-------------	-----------

【調査・研究等】	新たなリサイクル技術の調査・研究
----------	------------------

【表彰】	表彰の実施
------	-------

【国や業界団体への働きかけ】	資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進 容器包装リサイクルの促進 廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進 ごみを発生させない製品開発等の促進 リチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実
----------------	--

【清掃活動の推進】	市内における清掃活動の実施
-----------	---------------

【ポイ捨て未然防止対策等の推進】	ポイ捨て防止の取組の推進
------------------	--------------

【不法投棄防止対策の推進】	不法投棄をされない環境づくりの推進
---------------	-------------------

【表彰・意識啓発】	表彰・啓発の実施
-----------	----------

【分別区分等の見直し】	家庭系「その他プラ」のリサイクルに伴う分別区分の変更 事業系「プラスチックごみ」のリサイクル推進体制の検討
-------------	--

【収集運搬体制の再構築】	収集運搬体制の再構築 ごみ置き場のステーション化 大型ごみの自己搬入における休日開場の実施
--------------	---

【資源ごみ持ち去りの防止】	資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施
---------------	--------------------

【ごみ出し支援の推進】	福祉部局と連携したごみ出し支援の実施
-------------	--------------------

【焼却施設の整備等】	南工場の建替え
------------	---------

【最終処分場の整備等】	恵下埋立地の運営 玖谷埋立地跡地活用の検討
-------------	--------------------------

【その他施設の整備等】	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新 西部リサイクルプラザの更新
-------------	-------------------------------------

【大規模災害に備えたごみ処理体制の構築】	災害に対応したごみ処理体制の構築 中国ブロックにおける連携等の検討 災害発生時における民間業者等との連携
----------------------	--

【ごみの広域処理体制の構築】	ごみの広域処理体制の構築
----------------	--------------

【ごみ処理コストの削減】	ごみの減量・リサイクルによるごみ処理量全体の削減 ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化
--------------	--

【施設整備費・解体費の本市負担削減】	老朽化施設の設備更新による延命化 埋立量の削減による最終処分場の計画的な運営 ごみ処理施設の整備等における国の補助金等の活用
--------------------	--



市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ストローなどの使い捨てプラスチック製品を受け取らない選択 ○惣菜など使い捨てプラスチック製品に入った食品等の購入の削減 ○簡易包装、詰め替え商品の積極的な購入 ○繰り返し使えるマイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参 ○スーパー・マーケット等の店頭回収の利用 ○町内会等が実施する集団回収等への協力 ○適正なごみの分別・排出の徹底 ○生ごみを排出する際の水切りの徹底 ○リユースショップ、リユースサイトの活用 ○使用済小型家電のボックス回収、宅配便回収、拠点回収、イベント回収の活用 ○ごみ処理施設等の見学や環境啓発イベント等への参加 ○ごみの減量・リサイクルの重要性について家族など身近な人と話し合うことなどによる意識の向上 ○日常の中で環境に配慮した具体的な行動の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨てプラスチック製品の提供の自粛 ○過剰包装の廃止や容器包装の簡素化の積極的な実施 ○購入者に対する繰り返し使えるマイバッグ等の持参の呼びかけ ○店頭回収の実施、品目追加 ○再生利用しやすい製品の開発・製造 ○使用済製品の回収やリサイクル、適正処理 ○使用済小型家電の店頭回収の実施や回収拠点の拡大 ○従業員等への環境教育の実施 ○ごみの減量・リサイクルに係る啓発物の掲示・配布 ○自らの責任における適正な処理 ○生ごみを排出する際の水切りの徹底 ○再生利用等を行うことによるごみの減量・リサイクルの推進 ○電子データ化等による紙類の使用の抑制、可燃ごみを排出する際の資源化可能な紙類の適正な分別 ○未利用食品や規格外品の有効活用 ○納品期限の緩和等の商慣習見直し ○需要予測に基づく仕入れ・仕込みや販売等の工夫 ○食べ残し削減の働きかけ
など	など
	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・リサイクル実行委員会の取組等への参加・協力 ○環境に配慮した製品・サービスの選択
<ul style="list-style-type: none"> ○清掃活動などによる地域の美観の保持 ○地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力 ○ポイ捨て防止の徹底 ○不法投棄をされない環境づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみステーションの適正な維持管理 ○排出場所の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○市が実施するごみ出し支援制度への協力



3 施策展開

(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

<関連するSDGs>

飢餓を ゼロに	すべての人に 健康と福祉を	質の高い教育を みんなに	働きがいも 経済成長も	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	パートナーシップで 目標を達成しよう

ア プラスチックごみの減量

本市の取組

施策	主な取組内容
使い捨てプラスチック の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗等における過剰包装の抑制、簡易包装促進の働きかけを行います。 ○市民に対して、マイバッグ等持参の啓発を行います。 ○リユース食器の利用促進の働きかけを行います。

市民の取組

- ストローなどの使い捨てプラスチック製品を受け取らない選択
- 惣菜など使い捨てプラスチック製品に入った食品等の購入の削減
- 簡易包装、詰め替え商品の積極的な購入
- 繰り返し使えるマイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参

事業者の取組

- 使い捨てプラスチック製品の提供の自粛
- 過剰包装の廃止や容器包装の簡素化の積極的な実施
- 購入者に対する繰り返し使えるマイバッグ等の持参の呼びかけ

イ 小売店等による店頭回収の利用促進

本市の取組

施策	主な取組内容
スーパー・マーケット等 における店頭回収の利 用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量・リサイクルを進めるため、牛乳パック等の店頭回収の利用促進や店頭回収の品目追加、実施店舗の拡大等の働きかけを行います。

市民の取組

- スーパー・マーケット等の店頭回収の利用

事業者の取組

- 店頭回収の実施、品目追加
- 再生利用しやすい製品の開発・製造



ウ 自主的取組への支援

本市の取組

施策	主な取組内容
町内会等による資源物の集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○資源物回収業者の紹介や契約の際の注意事項のアドバイス等を実施し、町内会等における資源物の集団回収を促進します。 ○町内会等での集団回収の実施状況を把握し、資源物の集団回収の促進策を検討するため、アンケート調査を実施します。
地域環境指導員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域におけるごみ排出に関する課題等に取り組む広島市地域環境指導員に対する研修会の開催や活動物品の提供による活動支援を行います。

市民の取組

- 町内会等が実施する集団回収等への協力

工 家庭ごみの分別徹底

本市の取組

施策	主な取組内容
分別の必要性と方法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○出前環境講座や市ホームページ、環境イベント等において、資源物等の分別徹底やリサイクルの重要性を周知し、行動変容を促します。 ○スマートフォン等を活用したごみ分別等の情報発信を推進します。 ○住宅管理会社等に対して、ごみの分別等について周知徹底し、居住者の適切なごみの分別を促します。
発火の可能性があるごみの分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○リチウム蓄電池等の発火の可能性があるごみについて、適正な分別や排出方法について周知徹底します。

市民の取組

- 適正なごみの分別・排出の徹底
- 生ごみを排出する際の水切りの徹底
- スーパーマーケット等の店頭回収の利用



オ 家庭ごみのリユース・リサイクルの推進

本市の取組

施策	主な取組内容
資源ごみ(紙類)の対象拡大に係る検討	○資源ごみ(紙類)の収集方法や費用等を考慮した上で、対象拡大について検討します。
不要品のリユースの促進	○リユースショップの活用や本市と協定を締結しているリユース事業者等が運営するリユースサイトの活用を促進します。
使用済小型家電のリサイクルの促進	○使用済小型家電の回収場所等について、市民への情報提供等を行い、事業者による使用済小型家電のリサイクルの取組を促進するとともに、新たな回収方法等について検討します。 ○小売店等による店頭回収の実施を促進します。
ペットボトル等のリサイクル率向上	○ペットボトル等のリサイクル率向上に向けた新たな取組を検討します。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応	○法律の趣旨を踏まえ、容器包装プラスチックのリサイクルに加えて、今まで焼却処分していた「その他プラ」に含まれる製品プラスチックのリサイクルについて検討します。

市民の取組

- 適正なごみの分別・排出の徹底
- リユースショップ、リユースサイトの活用
- 使用済小型家電のボックス回収、宅配便回収、拠点回収、イベント回収の活用

事業者の取組

- 再生利用しやすい製品の開発・製造
- 使用済製品の回収やリサイクル、適正処理
- 使用済小型家電の店頭回収の実施や回収拠点の拡大



力 市民の環境意識の向上

本市の取組

施策	主な取組内容
教育部局と連携した環境教育の推進	○教育委員会等と連携し、教育現場の意見を取り入れた環境教育を推進します。
出前環境講座等の実施	○地域、学校等においてごみに関する出前環境講座を実施します。 ○地域や事業所等で行われている自主的な環境学習の取組等への啓発用パネルや物品等の貸出・提供を行います。
市や民間のごみ処理施設等の見学等の促進	○市民等の環境意識の向上のため、市や民間のごみ処理施設等の見学等を促進します。

市民の取組

- ごみ処理施設等の見学や環境啓発イベント等への参加
- ごみの減量・リサイクルの重要性について、家族など身近な人と話し合うことによる意識の向上
- 日常の中で環境に配慮した具体的な行動の実践

事業者の取組

- 従業員等への環境教育の実施
- ごみの減量・リサイクルに係る啓発物の掲示・配布

キ 事業者のコスト負担の適正化

本市の取組

施策	主な取組内容
事業ごみ有料指定袋制度の継続実施	○平成17年度（2005年度）に導入した有料指定袋制度を継続し、排出事業者責任の徹底を図ることによる事業ごみの減量・リサイクルを促進します。
事業ごみ処分手数料の見直し	○ごみ処理費用等を勘案し、固形状一般廃棄物処分手数料等の見直しについて検討します。



ク 事業ごみの減量、リサイクルに関する指導

本市の取組

施策	主な取組内容
多量排出事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模事業所における事業ごみの減量・リサイクルについて指導を行います。 ○中小事業所に対して、業種やエリア等を選定し、重点的に啓発活動を行います。 ○「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」を配布・広報し、事業者のごみの減量・リサイクルを促進します。
事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制	<ul style="list-style-type: none"> ○平成16年度（2004年度）から実施している資源化可能な事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制を強化し、違反をしている収集運搬事業者及び排出事業者に対して指導を行います。

事業者の取組

- 自らの責任における適正な処理
- 生ごみを排出する際の水切りの徹底
- 再生利用等を行うことによるごみの減量・リサイクルの推進
- 電子データ化等による紙類の使用の抑制、可燃ごみを排出する際の資源化可能な紙類の適正な分別

ケ 食品ロスの削減

本市の取組

施策	主な取組内容
食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施 (第8章4(3)詳細記載)	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減推進計画に記載している施策を実施することにより、食品ロス削減を推進します。

市民の取組

- 計画的な食品の購入と食べきれる量の調理
- 食べきれる量の注文と食べ切りの実践
- 未利用食品の有効活用 など

事業者の取組

- 未利用食品や規格外品の有効活用
- 納品期限の緩和等の商慣習見直し
- 需要予測に基づく仕入れ・仕込みや販売等の工夫
- 食べ残し削減の働きかけ など



コ 市民、事業者との協働による取組の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催	○市民団体、スーパー・マーケット等小売事業者、飲食やホテル・旅館業関係団体、本市が一体となった実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより、ごみの減量・リサイクルを推進します。
ごみの減量・リサイクルの推進に関する施策の広報	○ごみの減量・リサイクルに関する情報について、市広報紙や広報番組、SNS等の活用により幅広く発信するとともに、環境イベント等において市民にとって親しみやすい方法での啓発や広報を行います。

市民の取組

- ごみ減量・リサイクル実行委員会の取組等への参加・協力

事業者の取組

- ごみ減量・リサイクル実行委員会の取組等への参加・協力

サ グリーン購入の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
グリーン購入の推進	○市が率先して環境に配慮した製品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、需要を高めることによる、持続的発展が可能な社会の構築に向けて取り組みます。

市民の取組

- 環境に配慮した製品・サービスの選択

事業者の取組

- 環境に配慮した製品・サービスの選択



シ 調査・研究等

本市の取組

施策	主な取組内容
新たなリサイクル技術の調査・研究	○生ごみやおむつ、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理技術について、情報を収集し研究します。
ごみ組成分析調査	○ごみの組成分析調査を実施し、可燃ごみに含まれる食品ロス等の実態把握を行うことによる施策の効果検証や、対応策を検討します。

ス 表彰

本市の取組

施策	主な取組内容
表彰の実施	○ごみの減量・リサイクルについて、他の模範となるような取組を行っている事業者の表彰を実施します。 ○自主的な活動に対する意欲向上のため、国や県などの表彰制度を活用します。



セ 国や業界団体への働きかけ

本市の取組

施策	主な取組内容
資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進	○家電製品等について、法律に基づくりサイクルシステムによる回収の促進や家電リサイクル料金前払い方式の導入、品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行います。
容器包装リサイクルの促進	○自治体と事業者の役割分担の見直しや品目拡大などについて、国や業界団体への働きかけを行います。
廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進	○拡大生産者責任による適正処理の推進について、国や業界団体への働きかけを行います。
ごみを発生させない製品開発等の促進	○拡大生産者責任に基づくごみの減量・リサイクルが可能な製品への切替え、ごみにならないような製品開発の必要性、本市と連携した取組について、製造業界等への働きかけを行います。
リチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実	○使用済小型家電に内蔵されるリチウム蓄電池等の火災防止及びリサイクル活動の充実について、国や業界団体への働きかけを行います。



(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

<関連するSDGs>

4 質の高い教育を
みんなに11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任14 海の豊かさを
守ろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

ア 清掃活動の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
市内における清掃活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○クリーンアップチームひろしまによる主要交差点等の巡回清掃や、美化推進区域内での巡回清掃、啓発等を実施します。 ○ごみゼロ・クリーンキャンペーン、平和記念公園一斉清掃、各区清掃キャンペーンなど、散乱ごみ追放キャンペーンを実施します。
河川、海岸、公園等におけるごみの清掃・回収	<ul style="list-style-type: none"> ○クリーン太田川実行委員会による河川一斉清掃を実施します。 ○自然環境へのごみの流出を防止するため、市民、事業者等と連携した清掃活動を実施します。

市民の取組

- 清掃活動などによる地域の美観の保持
- 地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力

事業者の取組

- ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力

イ ぽい捨て未然防止対策等の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
ぽい捨て防止の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体と連携したぽい捨て防止の取組を推進します。 ○ぽい捨て防止指導員による美化推進区域内の巡回パトロールを実施します。

市民の取組

- ぽい捨て防止の徹底



ウ 不法投棄防止対策の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
不法投棄をされない環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との協働による不法投棄防止対策の実施や、不法投棄防止パトロールの強化に加えて、不法投棄防止キャンペーンの充実により、不法投棄の防止を図ります。 ○広島市不法投棄防止連絡協議会を開催し、不法投棄をされない環境づくりの推進について検討します。

市民の取組

- 不法投棄をされない環境づくりの推進
- 地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力

事業者の取組

- ごみのないきれいなまちづくりの推進への協力

工 表彰・意識啓発

本市の取組

施策	主な取組内容
表彰・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での清掃活動を続けている個人又は団体に対して、その功績をたたえ、環境美化の一層の推進に資することを目的に広島市環境美化功労者表彰を実施します。 ○小・中学生の環境学習等の充実や、環境保全及び環境美化に対する意識の啓発を図るため、環境ポスターの募集を実施します。



(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

<関連するSDGs>



産業と技術革新の
基盤をつくろう



住み続けられる
まちづくりを



パートナーシップで
目標を達成しよう

ア 分別区分等の見直し

本市の取組

施策	主な取組内容
家庭系「その他プラ」のリサイクルに伴う分別区分の変更	○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、「その他プラ」の区分のうち、再商品化対象の製品プラスチックはリサイクルし、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却するなど、分別区分の変更について検討します。
事業系「プラスチックごみ」のリサイクル推進体制の検討	○現在、焼却することで熱回収によるエネルギー利用を行っている事業系「プラスチックごみ」について、国の動向を注視しながら、リサイクルの推進に必要な体制について検討します。

<施策の行程表>

施策	実施スケジュール（予定）										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17～
「その他プラ」のリサイクルに伴う分別区分の変更					→	検討	分別区分変更		運用		
事業系「プラスチックごみ」のリサイクル推進体制の検討							検討・構築				



イ 収集運搬体制の再構築

本市の取組

施策	主な取組内容
収集運搬体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における収集運搬体制の確保など、直営収集が果たす役割を整理した上で、収集運搬業務の民間委託化の拡大などにより効率化を進めます。 ○収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進します。
ごみ置き場のステーション化	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみステーションの管理用具の貸与及びごみボックス購入等に対する補助を実施するとともに、町内会・自治会への加入促進など、地域コミュニティ再生の取組とも連携しながら、ごみ置き場のステーション化を推進し、収集運搬の効率化を図ります。
大型ごみの自己搬入における休日開場の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭系大型ごみを土日・祝日に自己搬入したいとの市民からの要望への対応や、安佐南工場大型ごみ破碎処理施設への自己搬入車両の集中による交通渋滞や待ち時間の解消のため休日開場を実施します。

市民の取組

- ごみステーションの適正な維持管理

ウ 資源ごみ持ち去りの防止

本市の取組

施策	主な取組内容
資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみの持ち去り行為を防止するため、本市職員及び民間委託業者による持ち去り防止パトロールを実施するとともに、警察と連携して持ち去り行為の未然防止に取り組みます。

市民の取組

- 排出場所の適正な管理



工 ごみ出し支援の推進

本市の取組

施策	主な取組内容
福祉部局と連携したごみ出し支援の実施	○高齢化や核家族化の進行によって、ごみの排出が難しくなる世帯の増加に対応するため、支援が必要な市民が利用できるごみ出し支援制度を、福祉部局と連携して実施します。

市民の取組

- 市が実施するごみ出し支援制度への協力

事業者の取組

- 市が実施するごみ出し支援制度への協力



(4) 安定的なごみ処理体制の確保

<関連するSDGs>



産業と技術革新の基盤をつくろう



住み続けられるまちづくりを



パートナーシップで目標を達成しよう

ア 焼却施設の整備等

本市の取組

施策	主な取組内容									
南工場の建替え	○令和元年度（2019年度）に移行した3工場体制を持続的なものとするため、焼却炉等の老朽化が進行している南工場を、令和10年度（2028年度）の稼働開始を目指して建て替えます。									

<施策の行程表>

施策	実施スケジュール（予定）										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17～
南工場の建替え				建替え工事	稼働開始			稼働			

イ 最終処分場の整備等

本市の取組

施策	主な取組内容									
恵下埋立地の運営	○埋立量を削減することにより、恵下埋立地において、計画どおり、約30年間の受入れを行うとともに、災害発生時のための予備容量を確保します。									
玖谷埋立地跡地活用の検討	○地元の意向を踏まえ、様々な可能性を模索し、より有効な利用方法を検討します。									

<施策の行程表>

施策	実施スケジュール（予定）										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17～
恵下埋立地の運営											
玖谷埋立地跡地活用の検討			埋立								



ウ その他施設の整備等

本市の取組

施策	主な取組内容
安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新	○平成4年（1992年）に稼働開始し、老朽化が進行している安佐南工場大型ごみ破碎処理施設について、基幹的設備改良工事を実施します。
西部リサイクルプラザの更新	○資源ごみの安定した処理を行うため、老朽化が進行している西部リサイクルプラザについて、基幹的設備改良工事を実施します。

<施策の行程表>

施策	実施スケジュール（予定）										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17～
安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新				→	★						
					・仮設処理施設整備 完了						
					・設備更新工事						
西部リサイクルプラザの更新				→	★						
				実施設計、設備更新工事 (発注準備を含む)							
					完了						

工 大規模災害に備えたごみ処理体制の構築

本市の取組

施策	主な取組内容
災害に対応したごみ処理体制の構築	○これまでの豪雨災害に伴い発生した災害廃棄物の処理の経験等を踏まえ、令和2年（2020年）3月に策定した「広島市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害時においても迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築を進めます。
中国ブロックにおける連携等の検討	○「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」において、中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）における災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する連携等について検討します。
災害発生時における民間業者等との連携	○災害発生時には、災害廃棄物の効率的な処理を実施するため、広島市廃棄物処理事業協同組合との災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定など、民間業者との連携を図り、迅速かつ適正に対応します。



オ ごみの広域処理体制の構築

本市の取組

施策	主な取組内容
ごみの広域処理体制の構築	○ごみ処理施設の集約化等による環境負荷・財政負担の低減や、災害対応の観点から、ごみの広域処理体制の構築を推進し、近隣の自治体からごみ処理の要請があった場合、本市のごみ処理能力の範囲内においてごみの受入れ及び適正処理を検討します。



<関連するSDGs>

(5) ごみ処理コストの削減

エネルギーをみんなに
そしてクリーンに産業と技術革新の
基盤をつくろう住み続けられる
まちづくりをパートナーシップで
目標を達成しよう

ア ごみ処理コストの削減

本市の取組

施策	主な取組内容
ごみの減量・リサイクルによるごみ処理量全体の削減	○市民・事業者・本市の協働によるごみの減量・リサイクルの取組を推進することなどにより、ごみ処理量全体を削減します。
ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化	○ごみステーションの管理用具の貸与制度やごみボックス購入等に対する補助制度の実施により、ごみ置き場のステーション化を推進し、収集運搬の効率化を図ります。
サーマルリサイクルの実施	○ごみ処理施設の発電能力の高効率化などによって、より一層サーマルリサイクルを促進します。
老朽化施設の設備更新による延命化	○老朽化施設の設備更新により、施設の延命化を図ります。
埋立量の削減による最終処分場の計画的な運営	○ごみの減量・リサイクルの取組により、埋立量を削減し、最終処分場の計画的な運営を行います。

イ 施設整備費・解体費の本市負担削減

本市の取組

施策	主な取組内容
ごみ処理施設の整備等における国の補助金等の活用	○ごみ処理施設の整備や廃止施設の解体にかかる経費に国の補助金等を活用します。



第8章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、国内では、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄されています。

この現状は、とても「もったいない」ことであり、まだ食べることができる食品を廃棄することなく、可能な限り食品として活用していくことが重要となります。また、食品ロスの削減は、食品の生産等に関わる効率的な物的・人的資源の活用や食品ロスの処理に伴うCO₂などの温室効果ガスの排出抑制、廃棄物処理に要する経費の軽減等につながることから、非常に重要な取組となります。

世界は今、持続可能な社会を実現させ、それを将来の世代に引き継ぐ上で重要な時期を迎えており、食品ロスの削減は、そのために誰もが取り組める身近な課題となっています。

このような状況の中、本市においても、誰もが食品ロスを他人事ではなく我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して食品ロス削減を推進する必要があることから、持続可能な社会の実現に寄与することを目指し令和5年（2023年）4月に施行した広島市食品ロス削減推進条例等の趣旨を踏まえ、新たな食品ロス削減推進計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本市における食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画及び広島市食品ロス削減推進条例に基づく食品ロス削減推進計画として策定します。

また、食品ロス削減の取組は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めるごみ減量の取組と関連が深いことから、同計画の中に位置付け、一体のものとして策定します。

(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間



2 食品ロスの現状と課題

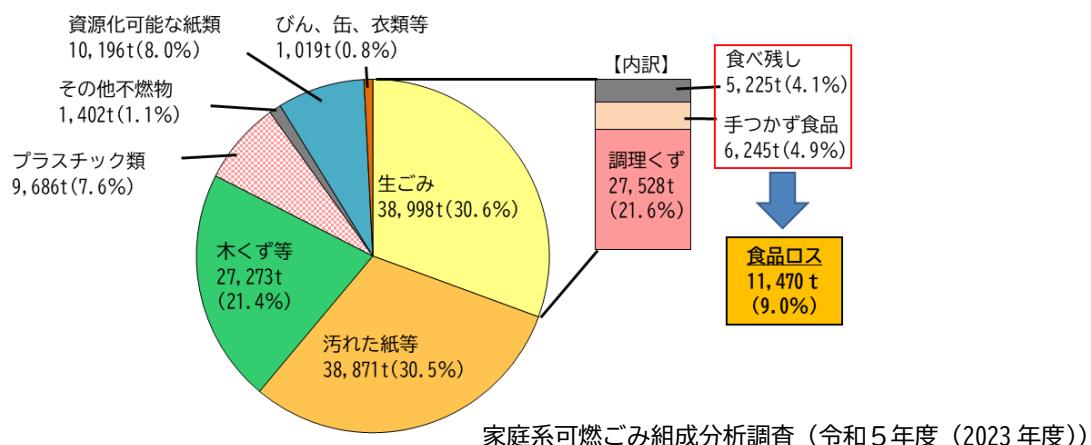
(1) 食品ロスの排出状況

本市では、家庭及び事業者から排出される可燃ごみの組成を調査し、食品ロスやリサイクル可能な紙類などが、どの程度混入しているかを把握するため、平成15年度(2003年度)から組成分析調査を年2回(令和3年度(2021年度)までは年1回)実施し、その調査結果から、可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を算出し、可燃ごみの排出量と掛け合わせることにより食品ロス量を推計しています。

ア 家庭系食品ロス量

令和5年度(2023年度)における家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、家庭系可燃ごみ全体の9.0%、生ごみのうちの29.4%となっており、食品ロス量は11,470tと推計されます。

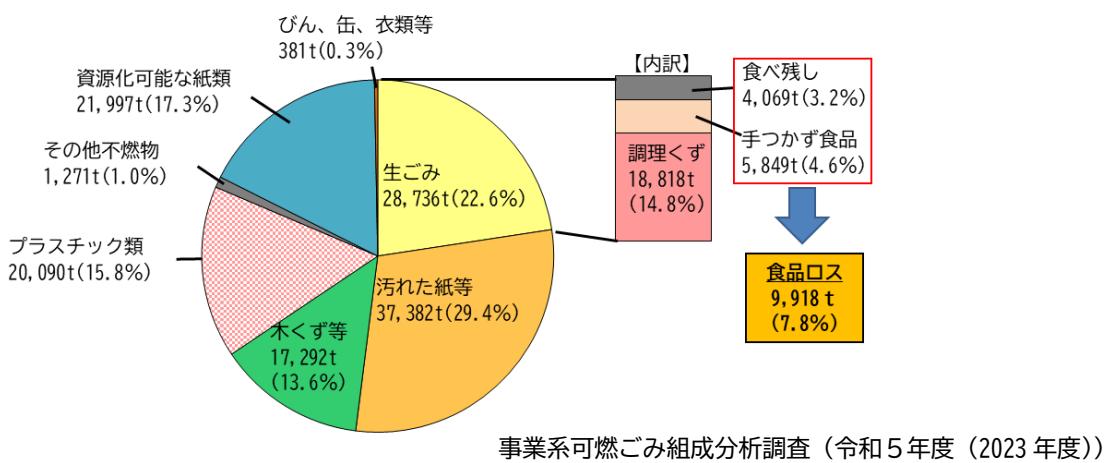
家庭系可燃ごみの組成（令和5年度（2023年度））



イ 事業系食品ロス量

令和5年度(2023年度)における事業系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合は、事業系可燃ごみ全体の7.8%、生ごみのうちの34.5%となっており、食品ロス量は9,918tと推計されます。

事業系可燃ごみの組成（令和5年度（2023年度））



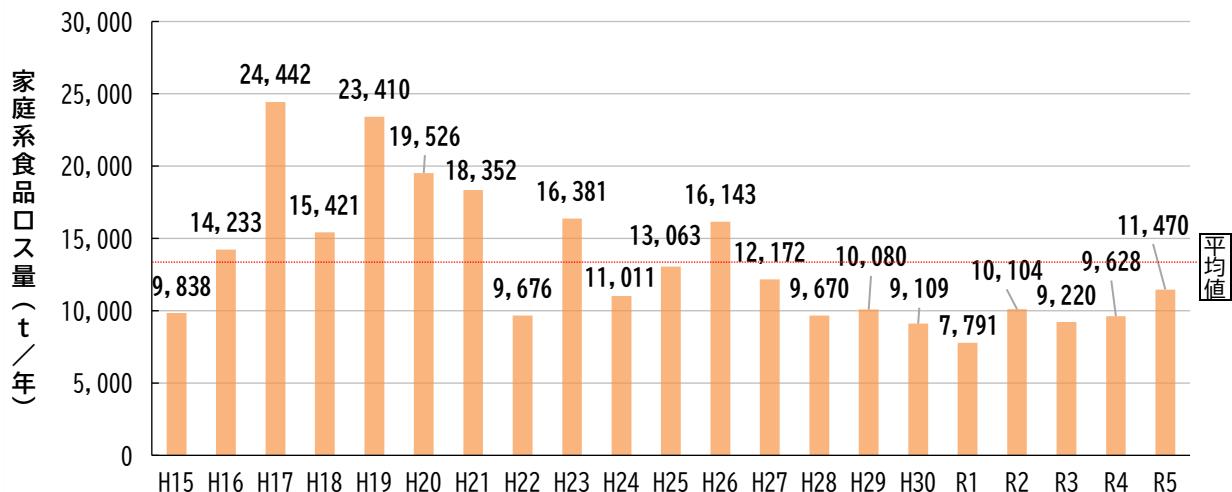


ウ 食品ロス量の推移

(ア) 家庭系食品ロス量

平成 15 年度（2003 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の間の家庭系可燃ごみに含まれる家庭系食品ロス量について、平均値を算出すると 13,368t となり、平成 17 年度（2005 年度）以降、減少傾向がみられますが、近年は横ばい傾向にあります。

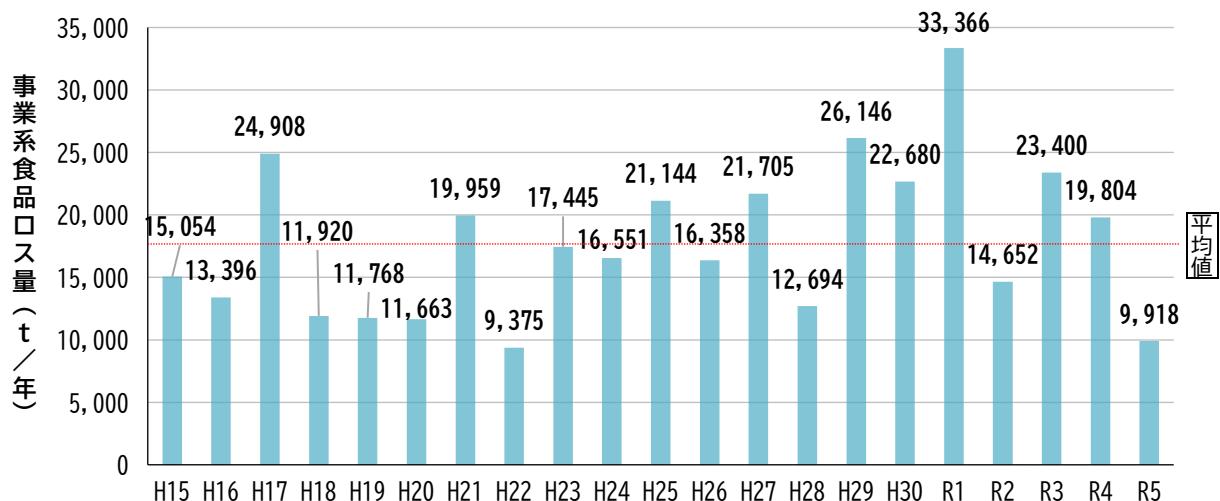
家庭系食品ロス量の推移



(イ) 事業系食品ロス量

事業系食品ロス量についても、家庭系と同様に平均値を算出すると、食品ロス量は 17,805t となり、年度ごとのばらつきはありますが、近年は家庭系を上回る傾向にあります。

事業系食品ロス量の推移





(2) 食品ロスの発生要因

家庭では、買物、保存、調理、食事など消費生活における各場面において、直接廃棄や食べ残し、過剰除去などの食品ロスが日常的に発生しています。

事業者では、生産、製造、流通、販売等の各段階において、規格外品や破損、返品、売れ残り、食べ残しなどの食品ロスが日常的に発生しています。

ア 家庭から発生する食品ロス

発生段階	発生要因	発生する 食品ロスの種類
① 買物	・買い過ぎなどによる消費期限・賞味期限切れ	・直接廃棄
② 保存	・冷蔵庫内等における食品管理の不備	・直接廃棄
③ 調理	・野菜や果物の皮などのむき過ぎ	・過剰除去
④ 食事	・料理の作り過ぎ ・食べ物の好き嫌い	・食べ残し

イ 事業者から発生する食品ロス

発生段階	発生要因	発生する 食品ロスの種類
① 生産 (農林漁業者)	・農畜水産物のとれすぎ ・形が悪いことなどによる出荷基準を満たさない農畜水産物の発生	・規格外品
② 製造 (食品製造業者)	・設備トラブルなどによる流通できない商品の発生 ・欠品対策のための余剰製造 ・商慣習による納品期限切れ	・規格外品 ・売れ残り
③ 流通 (卸売業者)	・輸送過程における破損 ・大量買い付けした商品を小売業者に小分けして納品する際の端数在庫の発生 ・商慣習による納品期限切れ	・破損 ・返品 ・売れ残り
④ 販売等 (小売業者、 外食事業者)	・パッケージの破損 ・商品の売れ残りによる返品・廃棄 ・商慣習による販売期限切れ ・商品の仕入れ・仕込みすぎ ・利用客の食べきれない量の注文	・破損 ・返品 ・売れ残り ・食べ残し



(3) 食品ロスに関するアンケート調査結果

ア 市民（消費者）向けアンケート調査

本市が毎月1日に実施している「ごみ減らそうデー」において、買物客を対象として、アンケート調査を実施しました。

対 象 ごみ減らそうデー参加者

調査期間 令和5年（2023年）6月～令和6年（2024年）2月

調査方法 スーパーマーケット店頭でのアンケート用紙への記入

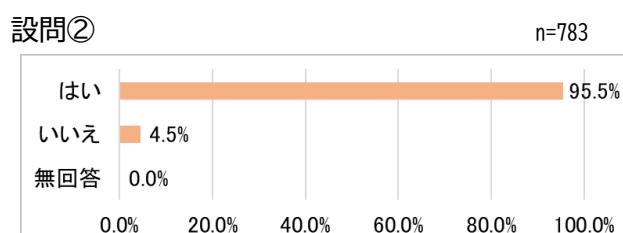
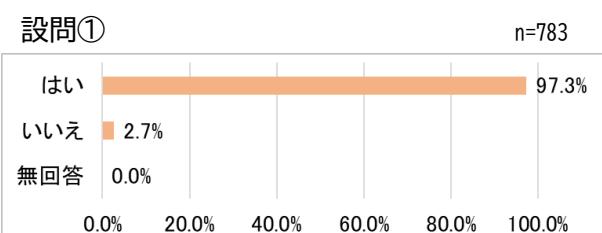
回答人数 783人

（ア） 調査結果

設問① 「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。

設問② 「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。

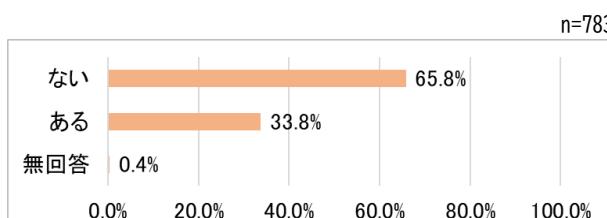
食品ロスの問題への認知度は97.3%となっており、食品ロス削減の取組を行っている人については95.5%となっています。



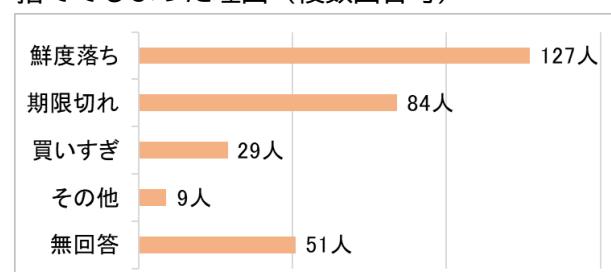
設問③ 最近（過去2～3ヶ月程度）、食べ物に手を付けずに捨ててしまったことはありますか。

「ない」と答えた人が65.8%、「ある」と答えた人が33.8%となっています。

「ある」と答えた人が捨ててしまった品目は、野菜が156人と最も多く、それに続いて、総菜、果物、肉、魚となっています。また、捨ててしまった理由としては、鮮度落ち127人が最も多く、それに続いて、期限切れが84人となっています。



「ある」の場合、捨ててしまった品目（複数回答可） 捨ててしまった理由（複数回答可）





イ 事業者向けアンケート調査

本市の食品ロス削減協力店を対象として、アンケート調査を実施しました。

対 象 食品ロス削減協力店 657 店舗

調査期間 令和6年（2024年）4月

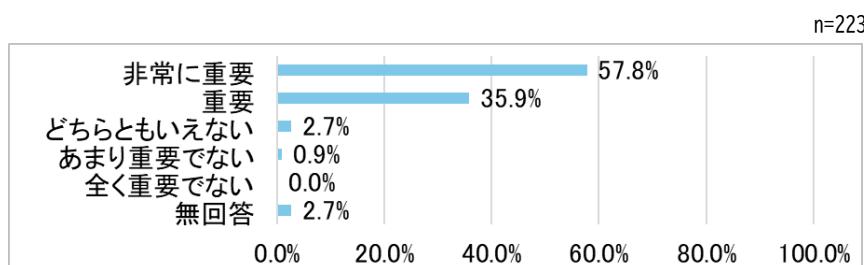
調査方法 郵送による配付・回収

回答店舗数 223 店舗

（ア）調査結果

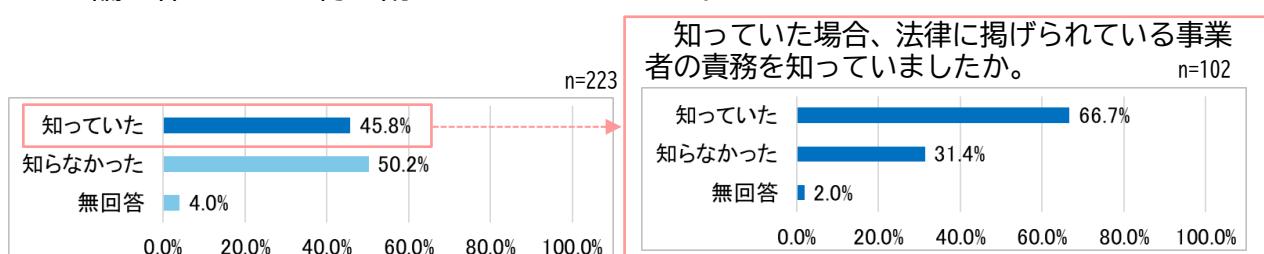
設問① 貴店では、食品ロス削減はどの程度重要な課題として認識していますか。

食品ロス削減を重要と認識している店舗は、「非常に重要」「重要」と答えた店舗が 93.7% となっており、ほとんどの店舗が重要な課題と認識しています。



設問② 貴店では、国において「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを知っていましたか。

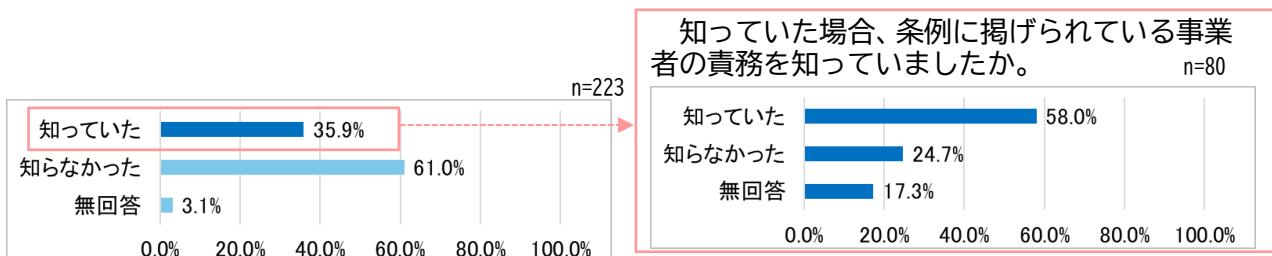
国の法律が施行されたことを知っている店舗は 45.8% にとどまり、半数以上の店舗が法律の施行を知りませんでした。また、法律の施行を知っていた事業者のうち、事業者の責務を知っていた店舗は、66.7% となっており、回答店舗全体でみると約 3 割しかいませんでした。





設問③ 貴店では、広島市において「広島市食品ロス削減推進条例」が施行したことを知っていますか。

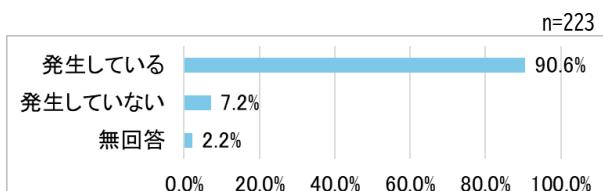
本市の条例が施行されたことを知っている店舗は 35.9% と少なく、約 6 割の事業者は条例の施行について知りませんでした。また、条例の施行を知っていた事業者のうち、事業者の責務を知っていた店舗は、58.0% となっており、回答店舗全体でみると約 2 割しかいませんでした。



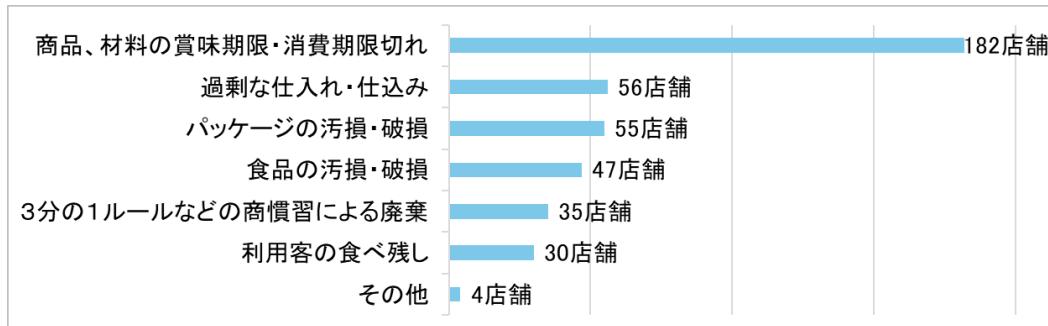
設問④ 貴店では、食品ロスが発生していますか。

発生していると回答した店舗は 90.6% と 9 割以上の店舗で食品ロスが発生していました。

また、発生している場合の要因については、商品、材料の賞味期限・消費期限切れが最も多く、それに続いて過剰な仕入れ・仕込み、パッケージや食品の汚損・破損となっていました。



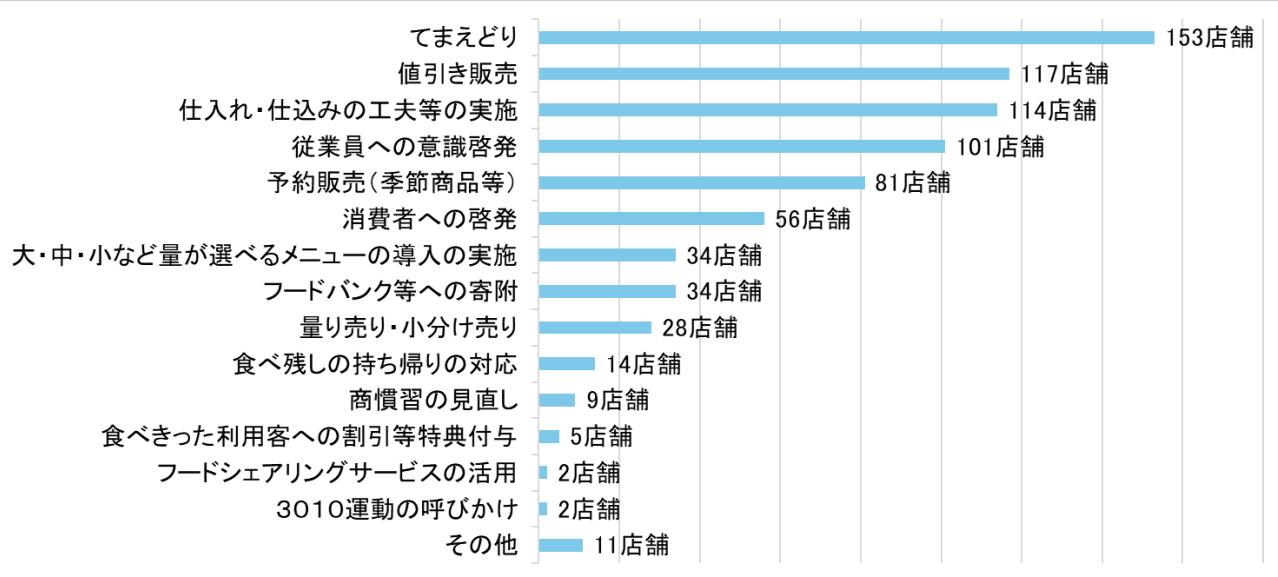
発生している場合、食品ロスが発生する要因は何ですか。(複数回答可)





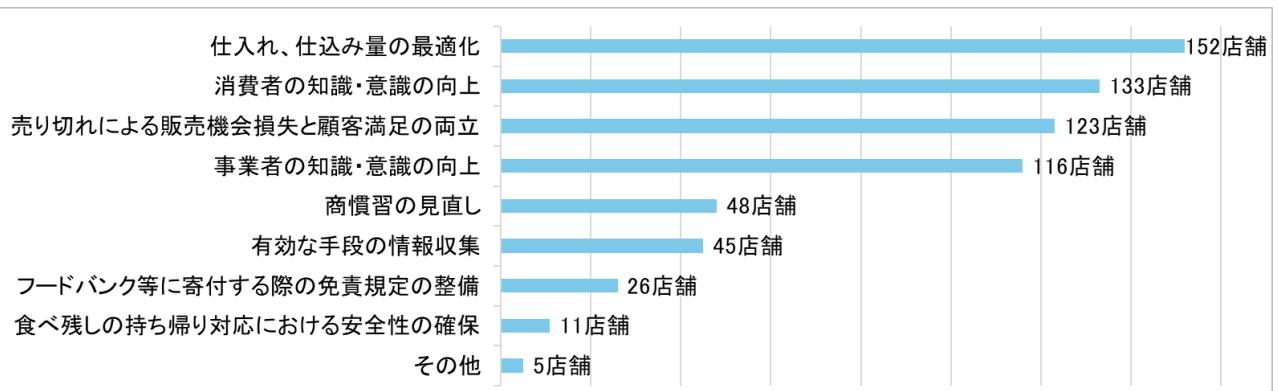
設問⑤ 貴店では、食品ロスを削減するために、どのような取組をしていますか。(複数回答可)

てまえどり、値引き販売、仕入れ・仕込みの工夫等、従業員への意識啓発、予約販売などの取組をしている店舗が多く、フードシェアリングサービスの活用や食べ残しの持ち帰りへの対応、商慣習の見直しなどの取組を行っている店舗は少数でした。



設問⑥ 貴店が食品ロス削減に取り組むにあたっての課題は何ですか。(複数回答可)

仕入れ・仕込み量の最適化、消費者及び事業者の知識・意識の向上、販売機会の損失と顧客満足度の両立などに対して、課題を感じていると回答している店舗が多くいました。





(4) 課題

ア 家庭

アンケート結果を見ると、市民の食品ロスの問題への認知度は高く、食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%の人が最近手つかず食品を捨てたことがあると回答していました。

このため、引き続き食品ロス削減に関する取組の周知啓発を図るとともに、買い物、保存、調理、食事などのそれぞれの場面において食品ロス削減につながる行動を促す施策を検討、実施する必要があります。

イ 事業者

アンケート結果を見ると、多くの事業者が、食品ロス削減の重要性は認識している一方、法律や条例が施行されていることや、その法律等で規定されている事業者の責務については知らない事業者が多くいました。

また、食品ロス削減の取組にあたっての課題として、仕入れ・仕込み量の最適化や、売切れによる販売機会損失と顧客満足の両立をあげている事業者が多くいました。

このため、法律や条例で規定されている事業者の責務について周知を図るとともに、事業者が抱える課題について、さらに詳細に調査を行った上で、事業者と協働して課題解決に向けた取組を検討、実施していく必要があります。



3 計画の目指す方向と削減目標

(1) 基本的な考え方

まだ食べることができる食品が日常的に廃棄されている現状から、「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロスを我が事として捉え、食品ロス削減への理解と行動の変革が広がるよう、市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して削減に向けて取り組んでいく必要があります。

その上で、あらゆる主体において、食べ物を大切にする文化を再認識し、次のスローガンの下、食品ロス削減目標を掲げ、子どもたちに明るい未来を託せるよう行動の変革を目指します。

食品ロス削減推進スローガン



『食品ロス』もったいないけえ なくそうやあ！

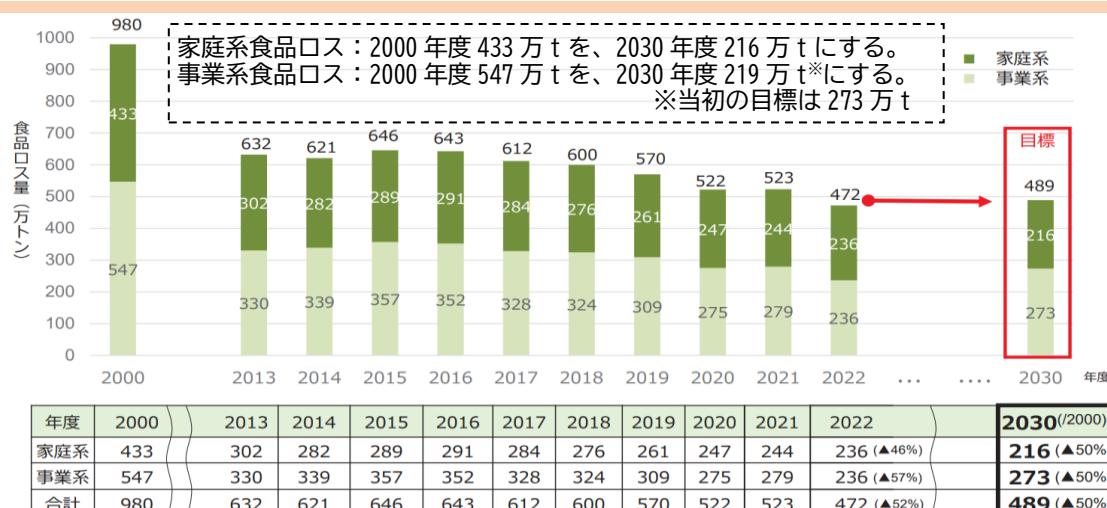
(2) 目標設定の考え方

国は、令和2年（2020年）3月に決定した第1次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）において、令和12年度（2030年度）までに、平成12年度（2000年度）比で家庭系・事業系の食品ロス量をそれぞれ半減させることを目標（単年度当たりの削減目標は約1.67%削減）としていました。

こうした中、国の令和4年度（2022年度）の食品ロス量は家庭系・事業系とともに236万tとなっており、事業系については令和12年度（2030年度）の目標を8年前倒しで達成したことから、国においては、令和7年（2025年）3月に閣議決定した第2次基本方針において、事業系の目標について、令和12年度（2030年度）までに、平成12年度（2000年度）比で60%削減させることを目標（単年度当たりの削減目標は2.0%削減）として新たに設定しました。

本市においては、国の削減目標を参考として、令和5年度（2023年度）を基準に市民・事業者・本市等が一体となって、家庭系については国の削減目標を上回る単年度当たり2.0%の削減を、事業系については国の削減目標と同等の単年度当たり2.0%の削減を目指すこととし、目標値を設定します。

国の目標と実績値の推移



出典：令和6年度 消費者庁 食品ロス削減参考資料





(3) 削減目標

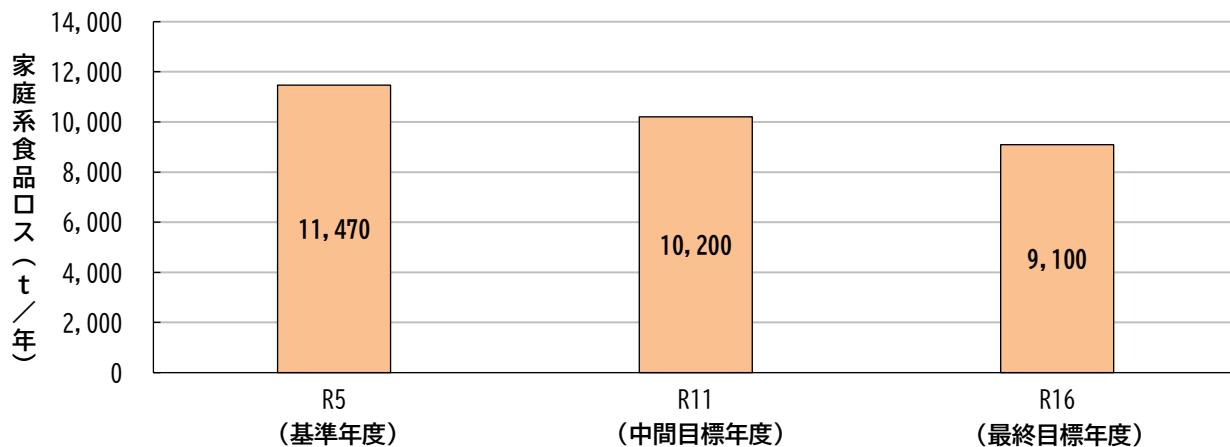
市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して食品ロス削減に向けて取り組んでいく指標とするため、以下のとおり削減目標を設定します。

最終目標年度（令和16年度（2034年度））までに
家庭系食品ロスを9,100t/年以下にする（約20%削減）
事業系食品ロスを7,900t/年以下にする（約20%削減）

ア 家庭系食品ロス

家庭系の食品ロス量については、令和5年度（2023年度）の推計量11,470t/年を基準として、令和16年度（2034年度）までに約20%、約2,400t削減し、9,100t/年以下にすることを目指します。

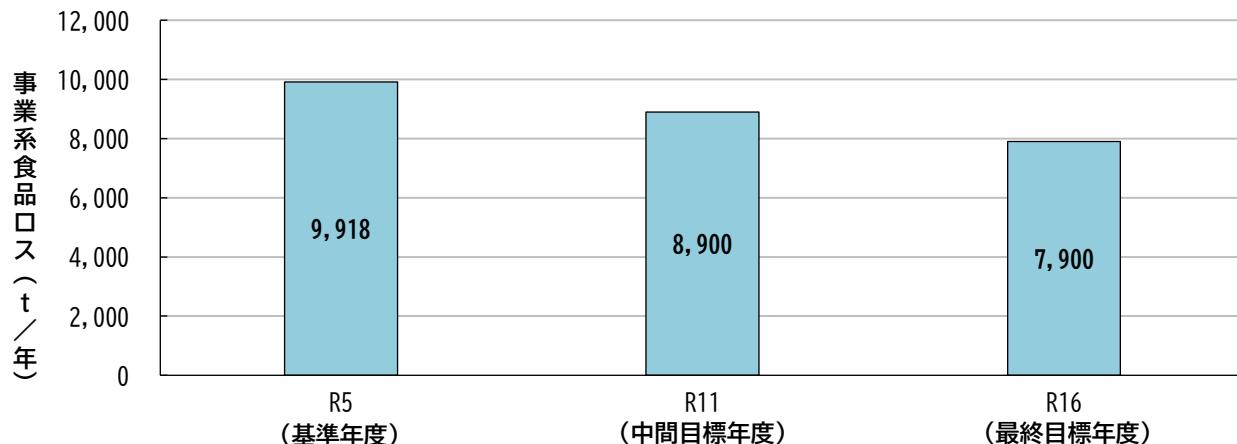
家庭系食品ロスの目標



イ 事業系食品ロス

事業系の食品ロス量については、令和5年度（2023年度）の推計量9,918t/年を基準として、令和16年度（2034年度）までに約20%、約2,000t削減し、7,900t/年以下にすることを目指します。

事業系食品ロスの目標





4 目標達成に向けた取組

(1) 各主体の役割等

ア 市民の役割

市民は消費者として、食品ロス削減の重要性への理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロス削減のために自らができる考え、消費期限や賞味期限を正確に理解した上で、食品の購入、保存または調理の方法を改善することなどにより食品ロスの削減について、自主的に取り組むよう努める。

発生段階	求められる行動（例）
① 買物	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に家にある食材を確認し、期限表示を理解の上、使い切れる分だけ購入する。 ・メモを活用するなどし、必要なものだけ購入する。 ・品質に問題のない規格外品や訳あり品の購入を検討する。 ・季節商品などは予約販売を活用し、欠品を許容する意識を持つ。 ・買ってすぐに食べる場合などには、商品棚の手前に並べられている消費期限・賞味期限が近い商品を積極的に選ぶ（てまえどり）。
② 保存	<ul style="list-style-type: none"> ・食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の適切な在庫管理により、食材を使い切る。 ・冷凍保存や伝統的保存（乾燥、発酵）など、自宅でできる長期保存方法を実践する。 ・自然災害等の発生に備え、食品を備蓄する場合には、普段から食品を少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」を実践する。
③ 調理	<ul style="list-style-type: none"> ・家にある食材を計画的に使い切る。 ・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない。 ・食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする。
④ 食事	<ul style="list-style-type: none"> ・食卓に上げるのは食べきれる量とし、食べ残しを出さない。 ・あらかじめ嫌いなものを伝えることにより、残して捨てるものが出ないようにする。 ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきる。 ・会食時には、最初の30分間と最後の10分間に料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」（さんまるいちまる運動）を実践する。 ・外食の際、料理が残った場合は、食品衛生上の留意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する。
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食べずに家に残っている未利用食品を、フードドライブ等を通じて、フードバンク等に寄附する。 ・やむをえず発生してしまう食品廃棄物については、生ごみの水切りをしっかり行い、減量に努めるほか、ダンボールコンポストなどを用いた生ごみリサイクルの実施による食品廃棄物の資源化の取組を行う。



イ 事業者の責務

事業者は、食品ロス削減の重要性への理解と関心を深め、自らの事業活動に関し、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるとともに、本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力するよう努める。

発生段階	求められる行動（例）
① 生産 (農林漁業者)	<ul style="list-style-type: none"> 未利用の農畜水産物を有効活用する。
② 製造 (食品製造業者)	<ul style="list-style-type: none"> 原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。 食品の製造方法や加工方法の見直し、容器包装の工夫により、賞味期限の延長に取り組む。 賞味期限の大括り化（年月表示など）に取り組む。 需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体で食品ロス削減に資する適正受注を推進する。 消費実態に合わせた容量の適正化を図る。 製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用を推進する。
③ 流通 (卸売業者)	<ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む。 受発注リードタイムの調整、適正発注の推進等によって、売れ残りを削減するよう努める。
④ 販売等 (小売業者・外食事業者)	<p>【小売業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む。 天候や曜日を考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等を工夫する。 季節商品の予約制など、需要に応じた販売を行う。 消費期限・賞味期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。 小分けや少量販売など使い切りやすい工夫を行う。 <p>【外食事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小盛りの設定など、利用者が食べきれる量を選択できるようにする。 利用者に「30・10運動」の実施を呼びかける。 利用者が食べきれなかった場合は、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、可能な範囲で持ち帰りできるような措置を行う。
⑤ 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 外箱の傷や汚れ等、食品の品質に影響がない理由による食品廃棄の見直しを行う。 フードシェアリング等の活用により、売り切りの工夫を行う。 フードバンク団体等の役割とその活動を理解し、国の「食品寄附ガイドライン」に基づき、積極的に未利用食品の提供を行う。 食品ロスの削減に向けた体制を整備するとともに、取組内容や進捗状況について積極的に開示する。 やむを得ず処分してしまう食品廃棄物については、食品リサイクル施設を活用し、リサイクルに努める。



ウ 本市の責務

本市は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、本市の特性に応じた施策を策定し、実施する。

区分	実施する施策
① 普及啓発、教育及び学習の振興等	・市民や事業者等の食品ロス削減への理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進する。
② 食品関連事業者等の取組に対する支援	・食品関連事業者等の食品ロス削減に向けた取組に対する支援を行う。
③ 表彰	・市民や事業者、食品ロス削減に関する活動を行う団体、学校その他の関係者の食品ロスの削減を促進するため、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者を表彰する。
④ 実態調査等	・まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査や、その効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進する。
⑤ 未利用食品等を提供するための活動の支援等	・食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困や災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動の円滑な実施を図る。
⑥ 食品廃棄物の再生利用の促進	・食品廃棄物の再生利用を促進するために必要な施策を実施する。
⑦ 推進体制の整備	・食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、当該施策に関する部局相互の連携を図るための体制を整備する。
⑧ 財政上の措置	・食品ロスの削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

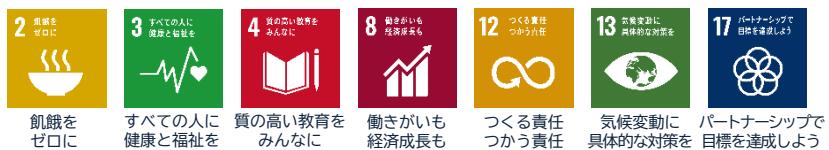


(2) 対応方針

本市では、食品ロスの削減の推進に関する法律等の施行前の平成18年度（2006年度）より、生ごみをできる限り出さない調理方法であるエコクッキングレシピの紹介を始めるなど、「食品ロス」が広く認知される前から食品ロス削減の施策を実施し、適宜、内容の充実を図ってきました。

本市としては、今後も施策の充実を図りながら、食品ロス削減に取り組むこととしており、その推進に当たっては、市民・事業者・本市等の多様な主体が連携して取り組んでいくことが重要であることから、協働の取組を軸として、それを補完する普及啓発や推進体制の整備等に取り組みます。

<関連するSDGs>



ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

食品ロスの各発生段階における削減を図るため、市民・事業者と協働して取り組むとともに、必要な支援を行います。

イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

あらゆる主体が、食品を無駄にすることは「もったいない」という気持ちを持ち、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動へと転換を図るため、食品ロス発生抑制のための普及啓発や支援を行います。

ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

食品ロス削減の取組を実施した上で生じる食品廃棄物の再生利用の促進に取り組みます。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

市民、事業者、食品ロス削減に関する活動を行う団体や学校その他の関係者が相互に連携し、食品ロス削減に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備します。



(3) 施策展開

ア 市民・事業者との協働による食品ロス削減の推進

(ア) 食品関連事業者等の取組に対する支援

施策	主な取組内容
「食品ロス削減協力店」の登録	・料理の食べきりなどに取り組む飲食店や宿泊施設、量り売りや小分け売りなどに取り組む小売店などを協力店として登録し、食品ロス削減の取組を本市と協働で実施します。
「てまえどり運動」の実施	・食品ロス削減協力店のうち、スーパーマーケット等の小売店等において、買ってすぐに食べる場合には、商品棚の手前に並べられている消費期限・賞味期限が近い商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかけるポップやポスターを掲示するとともに、店内アナウンス等を行うよう働きかけます。
「ぶちええね！食べきりキャンペーン」の実施	・飲食店等において、利用客が料理を食べきった場合にインセンティブを付与するキャンペーンを実施し、市民、飲食店双方の食品ロス削減に対する意識向上を図ります。
外食時の食品ロス削減の推進	・外食時には食べられる量を注文し、料理をおいしく食べることや、宴会において、最初の30分と最後の10分は料理を楽しむことで、食べ残しを減らす「30・10運動」について、市ホームページを通じて周知します。 ・飲食店等で、料理を食べきれずに食べ残しを持ち帰る場合において、国の「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、食品ロス削減の意義や食品衛生上の留意事項等を周知し、飲食店等や消費者双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を促します。
非常変災時等の学校給食における対策の実施	・非常変災時等に臨時休業やその可能性がある場合、給食関係事業者等の協力の下、食品ロスの発生を回避する対策を実施します。
“ひろしまそだち” 地産地消推進事業の実施	・広島市内で生産された農林水産物（“ひろしまそだち” 産品）の安全・安心の確保を図るとともに、生産者・小売店・飲食店・消費者による地産地消の輪を広げ、食品ロス削減にもつながる地産地消を進めます。
6次産業化サポート事業の実施	・6次産業化に取り組む農業者、林業者を支援するため、農林產品の加工品製造研修の実施、パッケージデザインや販路開拓などに係るアドバイザーの派遣等を行います。また、アドバイザー派遣により、自社の農産物を使用した加工品の開発等を支援し、規格外等の農産物の有効活用につなげます。
優良事例等の勉強会の開催	・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会等において、事業者が実施している優れた取組に関する勉強会を開催します。
市ホームページ等による取組事例の紹介	・市ホームページ等で食品ロス削減に関する取組事例を紹介し、周知を図ります。



(イ) 未利用食品等を提供するための活動の支援等

施策	主な取組内容
フードシェアリングの促進	・食品の寄附者と食品を必要とする団体等を、インターネットを通じてマッチングするシステムを構築し、売れ残りなどの食品の有効活用を促進するとともに、貧困対策等の福祉的な支援を行います。
フードドライブの推進	・地域のイベントなどの会場において、フードドライブ（家庭や企業で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて、地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動）を実施するとともに、事業者が実施するフードドライブについて市ホームページ等を通じて周知を図ります。
フードバンクの取組の支援	・食品を取り扱う事業者や各家庭から、余っているまだ食べられる食品を引き取り、必要としている団体や施設などに提供するフードバンク活動を市内で行う団体等の概要などについて、チラシや市ホームページ等を通じて周知を図ります。 ・食品関連事業者等による食品の寄附を促進するため、国の「食品寄附ガイドライン」に基づき、食品寄附活動の意義や寄附する際に求められる寄附食品の適切な管理等に係る情報の周知を図ります。
商品寄贈による社会福祉貢献活動	・事業者が、広島市社会福祉協議会及び本市との間で締結した「商品寄贈による社会福祉貢献活動に関する協定」に基づき、広島市社会福祉協議会への寄贈を通じて、店舗の閉店・改装時の在庫商品をNPO法人やボランティア団体等の福祉活動団体等に無償提供することに対して、広報などの取組の支援を行います。

(ウ) 実態調査等

施策	主な取組内容
ごみ組成分析調査	・食品ロス削減に向けた取組の効果を検証するとともに、新たな施策の検討材料とするため、可燃ごみをサンプリングして組成分析を行います。
食品関連事業者から排出される食品ロスの調査	・食品廃棄物の多い食品関連事業者への実態調査等を実施し、現状の食品ロスの実態を把握した上で、事業者から排出される食品ロスの削減に効果的な施策を検討します。



イ 食品ロス発生抑制のための普及啓発等

(ア) 普及啓発、教育及び学習の振興等

施策	主な取組内容
食品ロス削減に関する取組の普及啓発	・食品ロス削減を含むごみの減量・リサイクルに関するチラシを作成し、町内会等を通じて配布するとともに、市内への転入者等にごみ出しハンドブック「ひろしまエイト」を配付し、食品ロス削減について普及啓発を図ります。
エシカル消費の普及啓発	・一人一人の消費行動が、人や社会、環境に影響を及ぼすことに配慮して、消費者が自主的かつ合理的な消費行動を行うことができるよう、エシカル消費に関する意識を高めるための情報提供や啓発活動等を実施します。
わ食（和食・輪食・環食）の推進	・健全な食生活を実践する市民を増やすため、毎月19日の「わ食の日」を周知するとともに、様々な機会や場面を活用した3つの「わ食（和食・輪食・環食）」に関する啓発活動等を実施します。
パネル展示等の実施	・食品ロスやSDGs、環境等についてのパネル展示等を実施し、食品ロスの削減に向けた行動を促します。
食品ロス削減イベントの開催	・食品ロス削減の日（10月30日）の近辺で市内中心部において市民を対象としたイベントを開催し、食品ロス削減に関するクイズやパネル展示、フードドライブなどを実施します。
イベント等への出展	・地域のイベントなどの会場において、食品ロス削減等に関するクイズやパネル展示を実施するとともに、フードドライブを実施します。
「ごみ減らそうデー」の実施	・毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、スーパーマーケット等の店頭でのパネル展示や買い物客に対するアンケートを実施し、食品ロスの削減について呼びかけます。
エコクッキング教室等の開催	・食品ロス削減の取組について考える機会を提供するため、ふだんは捨てがちな食材の部位や、余った食材を活用した調理方法を紹介するエコクッキング教室等を開催します。
若い世代を対象としたエコクッキング教室の開催	・若い世代が食品ロス削減について考える機会を提供するため、高校生等に対して、大学生等が講師となり、エコクッキング教室を開催します。
学生と連携したエコクッキングレシピ・動画の作成	・市内の学生に食品ロス削減につながるエコクッキングのレシピやレシピ動画の作成を依頼し、作成されたレシピや動画を市のYouTubeやホームページ等で紹介します。



施策	主な取組内容
環境講座の実施	・市民等を対象に食品ロスの削減をテーマとした環境講座を実施します。
学校における各教科の指導の充実	・発達段階に応じて、食品ロスへの理解の醸成やその削減に向け主体的な行動を促すことを目的に、各教科等の学習活動を通じて指導を行います。
食育リーフレットの作成・配付	・学校における食育を推進するため、栄養バランスの良い食事や望ましい生活習慣、食文化、地産地消、食品ロスの削減など、小学1年生から中学3年生までの各学年の学習内容に応じたテーマで食育リーフレットを作成・配付し、これを活用した食育の指導を行うとともに、保護者向けの内容も掲載することにより、家庭への啓発も図ります。
食農推進事業の実施	・市内産・新鮮・安心な“ひろしまそだち”産品の消費拡大に向け、市民が気軽に食農体験できる機会を拡大し、「食」と食を支える「農」に対する理解を深める取組として、食品ロス削減に対する意識の醸成にもつながる食農体験イベントの実施や食農コーディネーターの育成などを行います。
食品ロス削減推進サポーターの育成・活用	・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、「食」や環境問題に一定の知見を有する個人や団体会員向けの講座の受講を関係団体等に呼びかけ、食品ロス削減推進サポーターの育成を推進します。 ・また、食品ロス削減推進サポーターについては、本市が実施するイベントや講座などの啓発活動に参画してもらうなど、本市との協働のあり方について検討します。

(1) 表彰

施策	主な取組内容
広島市食品ロス削減推進表彰の実施	・食品ロスの削減に顕著な功績があると認められる者に対し、その功績をたたえるとともに、その取組を幅広く広報し、食品ロス削減の一層の推進に資することを目的として、優れた取組を実施している者を表彰します。



ウ 食品廃棄物の再生利用の促進

施策	主な取組内容
生ごみリサイクル講習会の開催	・段ボール等を用いて家庭で生ごみを堆肥化する方法を紹介する講習会を公民館等で開催します。
家庭系廃食用油の回収の促進	・民間事業者等が行っている家庭系廃食用油の回収について、市ホームページやチラシを通じて周知するとともに、回収に協力する店舗等に対して幟旗の配付などの支援を行います。
食品リサイクル・ループ形成に向けた支援	・食品リサイクル・ループをPRする市オリジナルのロゴを使用したポップやチラシを事業者に提供するなど、取組の周知を図ります。 ・食品リサイクル・ループの具体的な取組事例を周知するとともに、事業者同士の情報交換の場となる勉強会（既に食品リサイクル・ループの取組を実施している事業者と、関心はあるものの課題を抱えている事業者との懇談の場など）を開催します。 ・食品廃棄物の飼料・肥料化に係る経費に対する補助や生産者等の関係者との調整など、食品リサイクル・ループに取り組む事業者等への支援策を検討します。
食品リサイクル施設の情報提供	・食品リサイクルに取り組む意欲のある食品関連事業者の参考となるよう、近隣市町に所在する食品リサイクル施設について、市ホームページに掲載するなど、情報提供を行います。

エ 食品ロス削減に向けた推進体制の整備

施策	主な取組内容
広島市食品ロス削減推進部会の開催	・食品ロス削減に関連する有識者や関係団体等の委員、府内の連携部署で構成する部会を開催することにより、関係者相互の連携を図り、食品ロス削減の総合的かつ効果的な推進を図ります。
ごみ減量・リサイクル実行委員会の開催	・市民団体、スーパーマーケット等小売事業者、飲食やホテル・旅館業関係団体、本市が一体となった実行委員会において、協働で施策を検討・実施することにより、食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」などの推進に取り組みます。

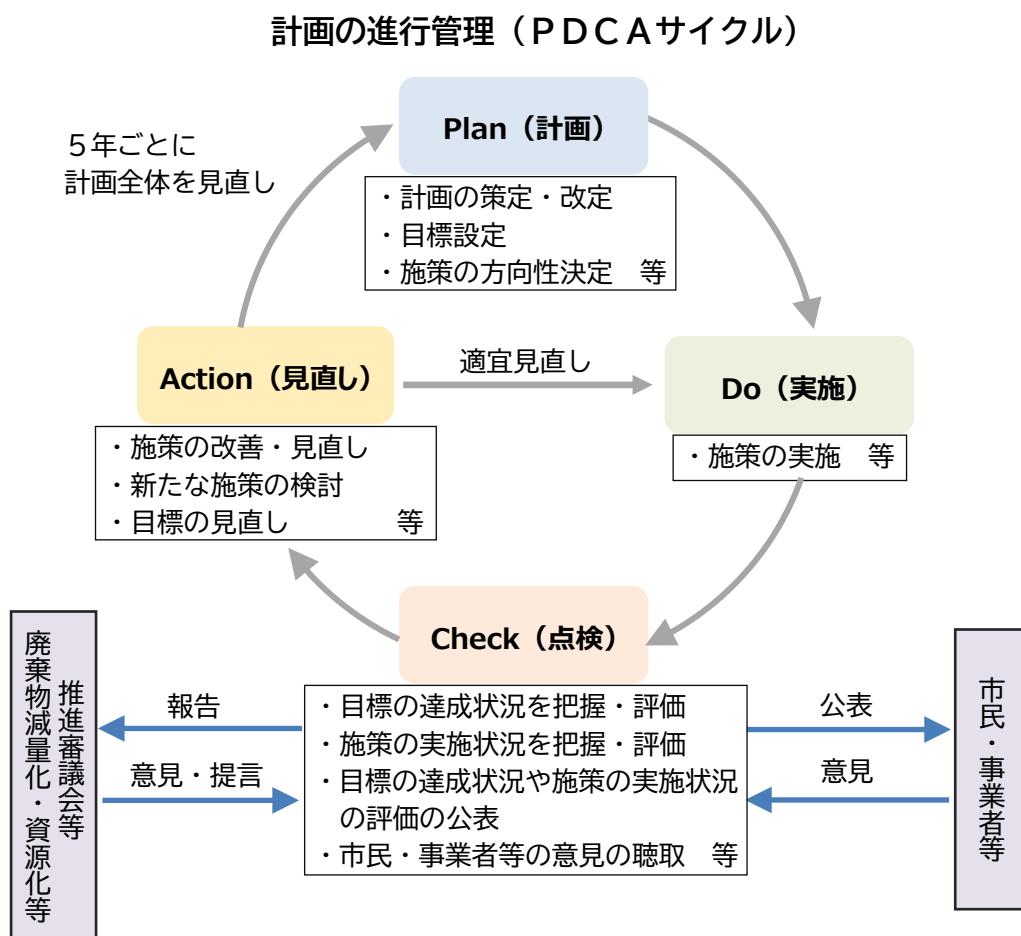


第9章 計画の進行管理

1 計画の進行管理における基本的な考え方

本計画を着実に推進するためには、目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に把握・評価し、適宜改善していくことが重要です。

このため、P D C Aサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。



2 毎年度の進行管理

目標の達成状況や施策の実施状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行います。

また、計画の進ちょく状況等を市ホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会等において公表・報告します。

参考資料

資料1 広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

(1) 所掌事務

市長の諮問に応じ、食品ロスの削減など廃棄物の減量化及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関する重要な事項について調査審議するものとする。

(2) 根拠法令

- ・ 広島市附属機関設置条例（昭和28年条例第35号）
- ・ 広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則（昭和51年規則第75号）

(3) 委員名簿

任期：令和6年（2024年）7月1日から令和8年（2026年）6月30日まで

（令和7年（2025年）3月現在、五十音順、敬称略）

	氏 名	所属・役職等
会長	伊藤 圭子	安田女子大学家政学部生活デザイン学科 教授
副会長	佐々木 緑	広島修道大学人間環境学部 教授
委員	加藤 和行	広島市商店街連合会 会長
	古森 公人	広島県スーパーマーケット協会 事務局長
	崎田 省吾	広島工業大学環境学部地球環境学科 教授
	佐々木 敏之	広島市商工会連絡協議会 副会長
	鉄村 忠基	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会 会長
	友田 加世	環境カウンセラー
	西村 千賀子	公益社団法人広島消費者協会 会長
	林 千秋	広島市地域女性団体連絡協議会 常任理事
	原田 佳子	社会福祉法人正仁会フードバンク事業あいあいねっと 代表
	福井 国博	広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授
吉川 成美	総合地球環境学研究所 上廣環境日本学センター センター長・特任教授	
	県立広島大学大学院経営管理研究科 教授	

資料2 広島市食品ロス削減推進部会

(1) 所掌事務

審議会が所掌する事務のうち、食品ロスの削減に関する事項について、環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育、その他の食品ロス削減に関連する分野等の幅広い観点から調査審議する。

(2) 根拠法令

- ・ 広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則（昭和51年規則第75号）

(3) 委員名簿

任期：令和6年（2024年）7月1日から令和8年（2026年）6月30日まで

（令和7年（2025年）3月現在、五十音順、敬称略）

	氏 名	所属・役職等
部会長	伊藤 圭子	安田女子大学家政学部生活デザイン学科 教授
委員	古森 公人	広島県スーパーマーケット協会 事務局長
	佐々木 緑	広島修道大学人間環境学部 教授
	西村 千賀子	公益社団法人広島消費者協会 会長
	原田 佳子	社会福祉法人正仁会フードバンク事業あいあいねっと 代表
	吉川 成美	総合地球環境学研究所 上廣環境日本学センター センター長・特任教授 県立広島大学大学院経営管理研究科 教授

資料3 年表

年	月	主なできごと
S50(1975)	7	「ごみ非常事態宣言」発表
S51(1976)	6	5種類分別収集開始（可燃・不燃・資源・大型・有害ごみ）
	7	広島市廃棄物処理事業審議会設置
S55(1980)	4	政令指定都市移行
S58(1983)	3	安佐南工場稼働開始
	4	「ごみ非常事態宣言」解除
S60(1985)	3	佐伯郡五日市町を広島市に編入
S63(1988)	6	南工場稼働開始
H 2(1990)	4	玖谷埋立地への搬入開始
	4	安佐北工場稼働開始
	4	北部資源選別センター稼働開始
	8	安芸不燃減容センター稼働開始
H 3(1991)	9	台風19号災害に伴う災害廃棄物処理
H 4(1992)	4	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設稼働開始
H 8(1996)	1	ひろしまシェイプ・アップ・プラン'95策定
H 9(1997)	1	西部リサイクルプラザの選別ライン稼働開始
	10	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
H11(1999)	4	植木せん定枝リサイクルセンター稼働開始
	6	6.29豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H13(2001)	3	芸予地震に伴う災害廃棄物処理
	4	大型ごみ有料収集開始
	4	6種類分別収集開始（ペットボトル全市収集開始）
	4	玖谷埋立地において事業ごみの搬入規制開始
H15(2003)	10	「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」施行
H16(2004)	3	安芸不燃減容センター稼働停止
	4	新中工場稼働開始
	4	8種類分別収集開始 (容器包装プラスチックのリサイクル、その他プラの焼却)
	4	焼却施設において事業系紙ごみの搬入規制開始
	7	「ゼロエミッショナリティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」策定

年	月	主なできごと
H17(2005)	4	佐伯郡湯来町を広島市に編入し、山県郡西部衛生組合に加入
	6	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
	10	事業ごみ有料指定袋制度導入
H19(2007)	3	山県郡西部衛生組合から脱退
	3	似島埋立地での埋立終了
H20(2008)	3	安佐南工場稼働停止
H21(2009)	3	「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」策定
	6	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定
H23(2011)	4	中工場の灰溶融設備稼働停止
H25(2013)	4	新安佐南工場稼働開始
	4	新北部資源選別センター稼働開始
H26(2014)	8	8.20豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H27(2015)	3	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
H29(2017)	4	安芸太田町の可燃ごみ受入開始
H30(2018)	7	西日本豪雨災害に伴う災害廃棄物処理
H31(2019)	3	安佐北工場稼働停止
R 2(2020)	3	「広島市災害廃棄物処理計画」策定
	3	玖谷埋立地における産業廃棄物（廃プラスチック）の受入停止
	4	事業ごみの分別区分変更（「プラスチックごみ」追加）
R 3(2021)	1	安佐南工場ごみピットで火災事故
	3	「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定
	5	安佐北工場改修工事に着手
	8	8月大雨災害に伴う災害廃棄物処理
	10	資源ごみの持ち去り行為を条例で禁止
R 4(2022)	3	植木せん定枝リサイクルセンターを廃止
	12	南工場の稼働停止及び安佐北工場の再稼働
R 5(2023)	4	「広島市食品ロス削減推進条例」施行
	4	「広島市食品ロス削減推進条例」の施行に伴い「広島市廃棄物処理事業審議会」を「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」に名称変更
	4	「広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」の中に食品ロスに関する専門部会として「広島市食品ロス削減推進部会」を設置
R 6(2024)	11	ふれあい収集開始
R 7(2025)	3	玖谷埋立地での埋立終了
	4	恵下埋立地への搬入開始(予定)



登録番号	広I0-2024-499
名称	広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
編集・発行者	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (〒730-8586) TEL 082-504-2505
発行年月	令和7年(2025年)3月